

令和4年度

福島町議会

定例会 3 月会議会議録

令和5年3月8日 開会

令和5年3月13日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和5年3月8日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	3 頁
○開会・開議宣告	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行政報告	9 頁
1 地域間幹線系統函館松前線及び木古内松前線に係る系統の見直しについて 〔各課所管事項について〕 (1) 建設課の所管事項について	
教育行政報告	9 頁
1 学校教育について (1) 高等学校について	
2 社会教育、青少年の育成について (1) スポーツ・文化賞の表彰式について	
○日程第4 令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について	10 頁
○日程第5 議案第54号 福島町個人情報保護法施行条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	22 頁
○日程第6 議案第55号 福島町犯罪被害者等支援条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	23 頁
○日程第7 議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	25 頁
○日程第8 議案第57号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に 関する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	26 頁
○日程第9 議案第58号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28 頁
○日程第10 議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29 頁
○日程第11 議案第64号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	30 頁
○日程第12 議案第65号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	31 頁
○日程第13 議案第66号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	33 頁
○日程第14 議案第69号 福島町地域防災計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁

○日程第 15	議案第 70 号 福島町森林整備計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	36頁
○日程第 16	議案第 71 号 令和 4 年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第 17	議案第 80 号 令和 4 年度福島町一般会計補正予算 (第 13 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第 18	議案第 81 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第 19	議案第 82 号 令和 4 年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第 20	議案第 83 号 令和 4 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	46頁
○日程第 21	議案第 84 号 令和 4 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算 (第 3 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	47頁
○日程第 22	議案第 85 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 5 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	49頁
○日程第 23	議案第 86 号 令和 4 年度福島町水道事業会計補正予算 (第 4 号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	50頁
○日程第 24	発委第 9 号 福島町議会個人情報保護条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	52頁
○日程の順序変更		53頁
○諸 般 の 報 告		55頁
○日程第18	一 般 質 問	55頁
	8 番 小 鹿 昭 義	55頁
	(1) 「がんなんかに負けない基本条例」から 7 年目の検証	
	2 番 佐 藤 孝 男	58頁
	(1) 千軒地区のデマンドバス運行について	
	5 番 川 村 明 雄	61頁
	(1) 福島高校の魅力ある対策の一考について	
	4 番 木 村 隆	65頁
	(1) 防災の道の駅の必要性和それに伴う道路政策について	
	5 番 平 沼 昌 平	69頁
	(1) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の当町の対応について	
○延 会 の 議 決		74頁
○延 会 宣 告		75頁

目 次

令和5年3月9日（木曜日）第2号

○議 事 日 程	77 頁
○会議に付した事件	77 頁
○出 席 議 員	77 頁
○欠 席 議 員	77 頁
○出 席 説 明 員	78 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	78 頁
○開会・開議宣告	79 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	79 頁
○日程第2 一般質問	79 頁
2番 佐 藤 孝 男	79 頁
(2) 山岳古道・殿様街道について	

○延 会 の 議 決	82 頁
○休 会 の 議 決	83 頁
○延 会 宣 告	83 頁

目 次

令和5年3月13日（月曜日）第3号

○議 事 日 程	85 頁
○会議に付した事件	85 頁
○出 席 議 員	86 頁
○欠 席 議 員	86 頁
○出 席 説 明 員	86 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	86 頁
○開会・開議宣告	87 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	87 頁
○日程第2 議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について	
議案第59号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例	
議案第61号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例	
議案第62号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議案第63号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例	
議案第67号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
議案第79号 福島町財政調整基金の積立金の処分について	
議案第72号 令和5年度福島町一般会計予算	
議案第73号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第74号 令和5年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第75号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第76号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算	
議案第77号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第78号 令和5年度福島町水道事業会計予算	88頁
(予算審査特別委員会報告)	
○日程第3 同意第3号 監査委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	88頁
○日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決)	89 頁
○日程第5 令和5年度定例会開会中の正・副議長、議員及び常任委員の出張承認について	90 頁
○休 会 の 議 決	91 頁
○休 会 宣 告	91 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
5 4	福島町個人情報保護法施行条例	3月8日	原案可決
5 5	福島町犯罪被害者等支援条例	3月8日	原案可決
5 6	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	3月8日	原案可決
5 7	個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	3月8日	原案可決
5 8	福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
6 0	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
6 4	福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
6 5	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
6 6	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3月8日	原案可決
6 9	福島町地域防災計画の変更について	3月8日	原案可決
7 0	福島町森林整備計画の変更について	3月8日	原案可決
7 1	令和4年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について	3月8日	原案可決
8 0	令和4年度福島町一般会計補正予算（第13号）	3月8日	原案可決
8 1	令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
8 2	令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
8 3	令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原案可決
8 4	令和4年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
8 5	令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）	3月8日	原案可決
8 6	令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）	3月8日	原案可決
発委 9	福島町議会個人情報保護条例	3月8日	原案可決
6 8	第5次福島町総合計画の変更について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
5 9	福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 1	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 2	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 3	福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
6 7	福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 9	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 2	令和5年度福島町一般会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 3	令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 4	令和5年度福島町介護保険特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 5	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 6	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
7 7	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
7 8	令和 5 年度福島町水道事業会計予算	3月8日	予算審査特別委員会付託
		3月13日	原案可決
同意 3	監査委員の選任について	3月13日	原案同意
同意 4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月13日	原案同意

令和 4 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 5 年 3 月 8 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 令和 5 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について |
| 日程第 5 | 福島町個人情報保護法施行条例 |
| 日程第 6 | 議案第 55 号 福島町犯罪被害者等支援条例 |
| 日程第 7 | 議案第 56 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 57 号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 58 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 60 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 64 号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 65 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 66 号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 14 | 議案第 69 号 福島町地域防災計画の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 70 号 福島町森林整備計画の変更について |
| 日程第 16 | 議案第 71 号 令和 4 年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について |
| 日程第 17 | 議案第 80 号 令和 4 年度福島町一般会計補正予算（第 1 3 号） |
| 日程第 18 | 議案第 81 号 令和 4 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 19 | 議案第 82 号 令和 4 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 20 | 議案第 83 号 令和 4 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 21 | 議案第 84 号 令和 4 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 22 | 議案第 85 号 令和 4 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 23 | 議案第 86 号 令和 4 年度福島町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 24 | 発委第 9 号 福島町議会個人情報保護条例 |
| 日程第 25 | 一般質問 |
| 日程第 26 | 議案第 68 号 第 5 次福島町総合計画の変更について |
| 日程第 27 | 議案第 59 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 28 | 議案第 61 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 29 | 議案第 62 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 30 | 議案第 63 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 31 | 議案第 67 号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 32 | 議案第 79 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について |

日程第33	議案第72号	令和5年度福島町一般会計予算
日程第34	議案第73号	令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第74号	令和5年度福島町介護保険特別会計予算
日程第36	議案第75号	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第37	議案第76号	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算
日程第38	議案第77号	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第39	議案第78号	令和5年度福島町水道事業会計予算
日程第40	同意第3号	監査委員の選任について
日程第41	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第42		令和5年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について
日程第5	福島町個人情報保護法施行条例
日程第6	議案第55号 福島町犯罪被害者等支援条例
日程第7	議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第8	議案第57号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第9	議案第58号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第64号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第65号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第66号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第69号 福島町地域防災計画の変更について
日程第15	議案第70号 福島町森林整備計画の変更について
日程第16	議案第71号 令和4年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について
日程第17	議案第80号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第13号）
日程第18	議案第81号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第82号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第83号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第84号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第85号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第86号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第24	発委第9号 福島町議会個人情報保護条例
日程第26	議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について
日程第27	議案第59号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第28	議案第61号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第29	議案第62号	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第30	議案第63号	福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第67号	福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第79号	福島町財政調整基金の積立金の処分について
日程第33	議案第72号	令和5年度福島町一般会計予算
日程第34	議案第73号	令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第74号	令和5年度福島町介護保険特別会計予算
日程第36	議案第75号	令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第37	議案第76号	令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算
日程第38	議案第77号	令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
日程第39	議案第78号	令和5年度福島町水道事業会計予算
日程第25	一般質問	

◎出席議員（8名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（1名）

6番	杉 村 志 朗
----	---------

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
会 計 管 理 者	西 田 啓 晃	福祉センター次長	(石 岡 大 志)
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
監 査 委 員	本庄屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
会計年度任用職員	熊 谷 治 子		

(開会 9時56分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

長く猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も収束する気配が見られ、法的位置づけも季節性インフルエンザと同等の「5類」へ段階的に移行する対策案を示すとしておりますが、引き続き「新生活習慣」として「手洗い・うがい・消毒」の連行、集会等の喚起・空気清浄を心掛けるよう注意を払って対処していかなければならないと思慮いたします。

今年度の「町民と議員との懇談会」は、町民の皆様のご協力を頂き、例年通り無事終わることが出来ました。意見を聞くことへ重点を置いた懇談会の手法に慣れてきたこともあり、皆様からは、多岐にわたる意見を頂きました。町側へ実施報告書を手交し、課題等につきましては、今後、議会としても調査することとなります。

特に、次期改選に向けた「議員定数・歳費」については、厳しい意見もありましたが、概ね議会だよりに示した諮問会議答申案について、ご理解を得られていたと判断しております。

人口減少化、今後の「議会活動と定数の在り方」については、次期体制の中でさらに引き続き検討すべき課題と捉えております。

なり手不足対策としては、「議会の役割」「議会と行政の仕組み」が良くわからず「敷居が高い」等の意見、あらためて、周知・発信してほしいとの意見もありましたので、気軽に参加できる機会を積極的に提供していかなければならないと思っております。

今、3月会議は、町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されますことを願っております。

政策については、行政評価に繋がる事を意識し、計画制度を高める努力が必要であり、予測される厳しい財政状況を充分配慮、予算の目的・算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つよう努めることも大切です。議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様に示していくことも配慮しなければなりません。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す、行政・議会は、公正・公平を肝に銘じ、町民の模範となるよう規律を遵守、情報を適確に発信し、共有することもあらためて心掛けなければなりません。

議会としても、町民の負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実・果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

昨年に比較し降雪量も少なく、啓蟄も過ぎ、日中は4月並みの気温が続く風も緩み、桜前線が話題となる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力いただきますよう、お願いを申し上げ開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和4年度定例会3月会議を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番藤山大議員、8番小鹿昭義議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和4年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月2日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、審議日数については、本日から3月16日までの7日間といたしました。

議案につきましては、条例関係15件、計画関係3件、資本金の減少1件、積立金の処分1件、令和4年度福島町一般会計ほか6会計の補正予算・令和5年度福島町一般会計ほか6会計の予算、人事案件2件の計36件となりますが、令和5年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期に亘るところから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま平沼議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、諸般の報告の7ページをお開きください。

2月10日に2件の所管事務調査を実施しました。

報告書に基づき主な内容を説明します。

調査事件11 福島町地域防災計画の見直しについて。

町より見直しに関する資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

町から示された見直しの内容については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、防災計画について。

当町では特に冬期間における災害への対応が重要であり、懸念される点について集中的に検討する必要があると思慮します。

また、渡島大島の噴火警報が発令された際の態勢について、迅速・適切な対応が取れるよう、現況や観測データ等を収集しておく必要があると思慮します。

なお、防災計画の内容を要約した概要版を作成・配布することを検討するとともに、各町内会に職員が入り内容を丁寧に説明していく必要があると思慮するので検討願いたいと思います。

2、防災備蓄等について。

備蓄品のうち食料品について、近年、簡単に摂取でき保存も効く「グミ等備蓄ゼリー」に変えている例があるため、当町においても備蓄品として検討願います。

3、防災設備等について。

防災設備・備品は、関係機関・町内会等と協力して定期的な点検・管理を行うよう指摘いたします。

次に9ページをお開きください。

調査事件12 第5次福島町職員定員管理適正化計画について。

町より計画の基本的な考え方について資料が示されたことから、内容を調査したので報告します。

計画の基本的な考え方については一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、職員の定員管理について。

（1）社会人枠の採用基準について。

働く意欲のある人材を幅広く募集するために、社会人枠の年齢条件を拡大することも必要と思慮するので検討願います。

なお、長期休養者等が増加傾向にある点については、早急に要因の分析を進め職員をケアする環境を整備する必要があると思慮するので検討願います。

(2) 管理職研修等の充実について。

定年延長と併せて役職定年制が導入されるため、次の管理職となる職員の適性を向上させるためにも、研修等を積極的に受講させていく必要があると思慮するので検討いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の11ページをお開きください。

2月10日に1件の所管事務調査を実施しました。

報告書に基づき主な内容を説明いたします。

調査事件19 福島農業振興地域整備計画の見直しについて。

町より、計画の見直し概要が示されたことから、内容を調査したので報告します。

概要については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、農業従事者等への支援について。

(1) 担い手対策について。

新規就農者の育成等の検討する際には不安定な就業状況等を改善する公的支援等を検討する必要があると思慮します。

また、担い手確保対策として初期投資はもとより農地の確保についても町が仲介する等の支援、人材を他町から呼び込むためのホームページ作成等についても検討願います。

(2) 法人化に向けた取り組みについて。

町においては、家庭菜園等を含めた農地利用の実態をしっかり把握し、現状の個人による小規模経営がある程度組織化し、公的支援等の受け皿として対応できるよう指導・助言していくことである。

まずは、町の主要作物である「米」と「ソバ」の生産組織の法人化を進めるため関係者等と協議を行う必要があると思慮するので検討願います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、9番平野隆雄広報広聴常任委員長。

○9番（平野隆雄）

それでは、諸般の報告の15ページをお開きください。

令和4年度「町民と議員との懇談会」の結果を報告します。

説明は、主な内容としますので、ご了解ください。

懇談会は2月2日から9日まで延べ6日間開催いたしました。

参加状況につきましては、17会場で86人の出席、1会場の最大は8人、最少は2人となりました。

各会場では、調査特別委員会で審議した内容を基に議員定数・議員歳費の在り方について意見を聴取したほか、青少年交流センター、吉岡温泉など、多岐にわたる質問や意見が出ました。

各会場の意見を分類した総括を15ページから17ページに各会場での意見等については、17ページから33ページに詳しく記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の35ページをお開きください。

2月27日開催の令和5年第1回定例会の主な内容を報告いたします。

1、定例会の議案は、条例の一部改正、補正予算、積立金の処分、令和5年度当初予算、また、監査委

員の選任の計8件を審議いたしました。

2、行政報告は、消防関係で2件の報告がありました。

福島消防署内における、パワーハラスメント行為に係る懲戒処分についてと、松前町、知内町で発生した火災についての報告がありました。

次に、36ページです。

3、審議した議案の内容について。

議案第1号は、職員の定年等に関する条例の一部改正で、定年年齢引き上げ等について改正しました。

議案第2号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備で、引用していた条項の整理等の改正をしました。

議案第3号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、潜水救助活動開始に伴い、潜水作業手当を追加しました。

議案第4号は、衛生センター施設整備基金条例の一部改正で、積立できる財源に「構成町の負担金」を追加しました。

議案第5号は、積立金の処分の議決変更で、基金取り崩し額を244万6千円追加しました。

議案第6号は、令和4年度補正予算で、予算精査により2,572万6千円を減額し、予算総額を19億8,384万1千円としました。

議案第7号は、令和5年度当初予算で予算総額を15億9,403万7千円と決めました。

同意第1号は、監査委員の選任で、本庄屋誠氏が選任されました。

また、詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

諸般の報告の37ページをお開きください。

2月14日開催の令和5年第1回定例会の主な内容を報告いたします。

1、定例会の議案は、令和5年度当初予算と補正予算、条例の制定で計4件の審議でした。

2、行政報告について。

(1) 令和4年度1月までのごみ排出量は、2万5,050トン、また、焼却処理量は2万5,547トンとなりました。

(2) は、今年度の1号炉・2号炉の3回目の設備点検について、記載しております。

次に、38ページをお開きください。

3、審議した議案の内容について。

議案第1号は、令和5年度の当初予算で、予算総額を14億9,249万9千円と決めました。

議案第2号は、令和4年度補正予算です。前年度繰越金1,170万3千円を基金に積み立て、予算総額を14億2,916万円としました。

議案第3号は、個人情報保護に関する法律施行条例の制定です。改正された法律の施行に伴い制定しました。

発議第1号は、広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定です。法律の改正に伴い、地方議会が適用除外となったため条例を制定しました。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議会を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和4年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の行政報告を申し上げます。

1、地域間幹線系統函館松前線及び木古内松前線に係る系統の見直しについて。

函館バス株式会社が運行する函館松前線及び木古内松前線については松前出張所及び知内出張所において予定外の退職者が発生し、会社全体の人員不足も相まって乗務員の確保が困難なことから、本年4月から減便等による系統の見直しを実施する旨の申し出がありました。

沿線4町としましては、不本意ではありますが人員の確保が困難であることから、減便についてはやむを得ない措置として理解したところであります。

町内の利用者には、ご不便をおかけするところでありますが、影響を最小限に抑えるため全体の時間調整を図るなどし、引き続き沿線4町が連携しながら地域公共交通の確保に努めてまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

（1）建設課の所管事項について。

除排雪委託料については、2月会議で1月までの不足分について補正いたしましたが、2月から3月に掛けて予想される除排雪作業分の委託料についても、本会議に補正予算を計上しております。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別途記載をしてございますので、参照していただきたいと思います。

以上、簡単ですが、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和4年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

（1）高等学校について。

令和5年度公立高校入学の出願変更状況が2月13日に公表され、福島商業高等学校は「9名」となりました。

令和5年度は、北海道教育委員会の再編整備の対象となる「2年連続10名未満」を避けるため、全道・全国募集や特色あるICT教育、商業教育、そして青少年交流センターの利活用など、更なる福島商業高校の魅力化とそのPRに努めてまいります。詳しくは、執行方針でご説明させていただきます。

2、社会教育、青少年の育成について。

（1）スポーツ・文化賞の表彰について。

2月21日に福祉センターにおいて、令和4年度福島町スポーツ・文化賞の表彰式を開催いたしました。

今年度は、スポーツ活動関係で個人13名と2団体、文化活動関係で個人3名の受賞となっており、今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

以上で、令和4年度定例会2月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

◎令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

○議長（溝部幸基）

日程第4 令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を行います。

最初に、町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の皆様、町議会の皆様、令和4年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和5年度の町政執行方針に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年3月8日、福島町長。

令和5年度 町政執行方針。

I はじめに。

2019年12月に中国武漢市で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから早4年目を迎えております。

当町では、議会及び町民の皆様のご協力によりワクチン接種など早め早めの予防対策を講じたことにより、渡島管内で一番少ない感染状況となっております。

政府は、感染症法上の位置づけを現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」に連休明けの5月8日から移行する方針を決定しておりますが、引き続き町民の皆様の協力を得ながら予防対策に努めてまいります。

岸田首相は、国会における施政方針演説において、少子化対策、子ども・子育て政策を最重要課題と位置付け、積極的な取り組みを進めるとしております。

私は、国全体の人口が減少する中で、人口減少、子育て対策は国全体の課題であり、政府が本格的に取り組む姿勢を表明したことを歓迎し、これまで当町が国に先駆けて実施してきた子育て対策と連携を深めることで、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境の充実に更に努めてまいります。

町においては、第5次福島町総合計画・後期実施計画の最終年を迎え、福島商業高校存続に向けた高校の魅力化、基幹産業である昆布養殖及びウニなどの前浜資源の安定的な確保に向けた総合的な種苗センターの建設、そして町民の憩いの場である新たな吉岡温泉の建設などの大型事業を進めてまいります。

また、今年度は第6次福島町総合計画の策定の年となっており、総合計画はまちづくりの指針となるとともに次世代に“まち”を繋ぐ重要な計画であり、町民の皆様の声、思いを一つに集積した計画づくりに努めてまいります。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

国の、令和5年度一般会計予算の総額は、防衛費などの大幅な増額により、対前年比6.3パーセント増の114.3兆円と11年連続で過去最高を更新しております。

また、歳入において、税収が法人税や消費税などが好調なことから、69兆円と過去最高額を計上しております。

なお、地方財政対策においては、地方交付税総額は、1.7パーセント増の18.3兆円となっております。

こうした情勢を踏まえながら、まちづくりの柱である第5次福島町総合計画・後期実施計画及び第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、次の新たな時代へ“まち”を繋ぐ重要な年と位置づけ、様々な産業支援策を講ずることとしております。

私たちは今、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症という脅威、困難に直面しております。

しかし、4年という時間の経過を踏まえ、新たな局面に一步踏み出すことが重要であり、福島町に住む全ての町民の思いを一つにし、新たな舟をこぎ出してまいります。

コロナ禍だからできないではなく、この厳しい環境の中にあってできることを探す、そして勇気をもつ

て新たなものにチャレンジする。そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを実践する。

そのことが新たな「まちづくり」に繋がりと、新たな道が開けてきます。

私は、今の時代が生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ 町政の基本方針について。

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第5次福島町総合計画」で掲げたテーマの「力を合わせ 新たな時代を築き 次代につなぐ福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第5次福島町総合計画の最終年に当たり基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕在化してきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、交流人口の増加を目指すと同時に、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探究し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進。

次に、令和5年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 次世代を担うリーダー等の育成。

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降11年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみがしょうじてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中であって、とりわけ、当町においては厳しい状況下にあります。

しかし、長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子ども達に引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター」については、町外の人材に対する就業体験やインターンシップの機会を創出し若者の定住人口の拡大、ワーケーションや田舎暮らし体験の受入等による交流人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

地球温暖化による環境変化、少子高齢化の進展や住民の価値観の多様化などの、急激な社会変化に対応しうる職員が求められており、これらの課題に果敢に挑戦し、柔軟かつ迅速に対応できる職員を育成するため、引き続き多様な研修機会の確保に努めてまいります。

各大学及び企業と締結している包括連携協定に基づき、大学や企業の専門的な知識や研究成果等を活用し、地域課題の解決及び地域資源を活かした産業振興などを図るため、引き続き連携して取り組むとともに、新たな人材育成の拠点となる青少年交流センターなどを、フィールドワーク、ワーケーションに活用し、大学生等との交流を進めてまいります。

2 産業の再生による雇用の創出。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により水産物の国内需要の低迷や、長期化しているイカ等の来遊不振等により、町の基幹産業である水産業及び水産加工業にあっては、大変厳しい状況に置かれておりま

す。

漁業については、今年度完成予定の種苗生産等施設により、養殖昆布やウニなどの持続可能な前浜資源の確保を目指してまいります。なお、施設管理にあたっては、効率化、維持費等のコスト削減を図るため、指定管理者制度の下での管理を検討してまいります。

また、コンブ養殖漁業については、陸上作業における人員確保等が喫緊の課題となっており、これらの課題解決に向けて、養殖作業の省力化・効率化を図るため、「昆布養殖作業省力化検討計画」を策定してまいります。

漁業生産基盤である漁港の整備については、引き続き第3種福島漁港の荷揚げ岸壁拡幅工事及び第2種吉岡漁港の橋梁架替工事が進められており、令和6年度の供用開始に向けて関係機関と連携しながら、機能向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖について、養殖技術の確立により一年を通じて出荷体制が整いつつあり、引き続き、安定的な出荷の確保に向けた取り組みを推進してまいります。

また、アワビカレーやフードツーリズムなどを通じて、販売促進に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。引き続き農業の担い手育成に努めるとともに、農業用機械整備の支援を行うなど、就農者の確保と生産者の負担軽減に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の循環を推進するため皆伐事業を実施するとともに、地拵（じごしら）えや再造林の施業を進めてまいります。また、林道や作業道の適正管理に努めるなど、木材搬出の効率化を図ってまいります。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。

町では、今年度建設の新たな吉岡温泉に木質バイオマスボイラーを導入し、当町の持つ豊かな森林資源の活用を図ることで、地域循環の活性化及びゼロカーボンの実現を目指してまいります。また、これらの体制整備の構築に向けた支援を検討してまいります。

近年、当町ではエゾシカによる農作物や森林への食害が増大しております。町では、ハンターの育成を強化するとともに、巡視回数を増やすなどし、有害駆除により農林業被害の防止に努めております。しかし、有害駆除は捕獲後の解体に相当の時間を要すなど、ハンターの作業負担の軽減が課題となっております。このことから、町では、新たに「有害鳥獣処理施設」を整備し、エゾシカ等の処理の効率化を図るとともに、駆除頭数の増加に向けた対策を促進してまいります。

町内の商工業は、人口減少やインターネット通販の拡大、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行など継続的に行い、商工会と連携しながら、町内事業者の経営安定が図られるよう支援してまいります。

地域での生産力の底上げを図るため、町内で新たに起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し、引き続き「チャレンジスピリット応援条例」に基づき経済的支援を実施し地域経済の振興に努めてまいります。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、新たに企業版ふるさと納税の取り組みを進め、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、年々乗船者数も増加し、当町初の体験型観光として定着しつつあり、また、乗船を体験された観光客から高い評価をいただいております。

引き続き安全運航を最優先に、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

3 若者等の定住対策・子育て環境の充実。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切

れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適で安心して過ごせるよう、これまで空調設備の整備など保育環境の充実に努めてきております。

引き続き、保護者が安心して子どもを預かれる保育環境の整備を図りながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう引き続き子育て支援体制を充実してまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子ども達に安全で安心な生活が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

若者等を中心とした子育て世帯の定住促進を目的とした、定住促進住宅整備プロジェクトについては、令和4年度に造成工事が完了したことから、今年度においては、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、今後の町内での住宅建設のモデルとなり得る省エネルギー住宅の建設に向けて、設計業務を進めてまいります。

また、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトについては、旧改良住宅敷地に定住向け町有住宅の整備を進めており、令和4年度では子育て世帯向けの1棟目が完成し、引き続き令和5年度においても老朽化した改良住宅6棟20戸の解体と、子育て世帯向け4LDK、1棟2戸の整備を進めてまいります。

この、両プロジェクトの確実な推進により、若者や子育て世帯の居住環境の整備と定住促進に取り組んでまいります。

町では、町内在住者の定住促進対策に加え、新たに令和5年度から町外からの移住者の増加を図り定住に繋げるため、町外からの移住者に対する支援制度を創設し、移住促進施策の充実に取り組んでまいります。

4 がん予防対策の充実。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけではなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっています。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関わりがあるといわれており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防法を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開することで、がんの検診率の向上に努めることが重要となってきますので、受診意識高揚に向けた個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等を含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から5年を経過し、一次医療を担う医療機関として、町民へ浸透しつつあります。

今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診

に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

5 高齢者等の安心安全な生活環境の充実。

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。しかしながら、日本全体の人口の急激な少子高齢化の到来により、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、急激な時代の変化とともに住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく社会を目指す必要があります。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き関係各機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後も高い水準が続くと見込まれております。当町の令和5年1月末における高齢化率は、51.39パーセントと2人に1人が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にあつては、長年町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会は大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町では、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、経済福祉常任委員会並びに調査特別委員会の意見を踏まえ、新たな吉岡温泉の建設に着手し、令和6年4月のオープンを目指してまいります。

介護保険事業については、「福島町第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が、介護又は介護予防等について必要な情報を取得でき、良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。また、令和5年度が本計画の最終年となることから、次期の計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和6年度の保険料水準の統一に向け税率を毎年度見直し、必要に応じて改定することとしており、令和6年度の標準税率に段階的に近づけるため、今年度において税率の改定を予定するとともに、引き続き安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

障がい者福祉については、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。また、令和5年度が本計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

水道事業については、令和4年度に高齢者等の使用水量の少ない世帯の負担軽減を目的に、一部水道料金の見直しを実施したところであります。なお、見直しにより給水収益の減収による会計への影響が懸念されておりますが、概ね当初推計した収益となっております。

また、料金改定に伴う給水収益の減少分は、起債借入に伴い交付される地方交付税等の財源を有効活用することで、当面の間は安定した経営が確保できる見込みとなっており、引き続き適切な設備更新と経営

健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

また、国の方針に基づく浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用については、令和6年4月からの移行に向けて順調に作業に取り組んでおり、計画どおり移行してまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町によるごみ減量化計画の策定に向け、先駆的な自治体の視察なども行い、具体的な対策の検討を進めてまいります。なお、今年度から新たに生ごみの重量を削減する方策の一つとして、乾燥式の電動生ごみ処理機の普及を図るため、現行の補助要綱を見直し、制度の拡充を図ってまいります。

なお、ごみの減量化については、負担軽減に繋がることから、町内会の協力を得ながら取り組みを推進するとともに、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることから、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

町営住宅については、引き続き若者・子育て向けの定住住宅整備を進めるとともに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、老朽化に対する計画的な維持・修繕と適性な管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。

町内の空き家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、人命や財産に甚大な被害を及ぼしております。

幸い、当町においては甚大な被害は発生しておりませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、引き続き町内会と協力しながら、防災訓練に取り組み地域における防災力を高めてまいります。

国は、令和4年9月に日本海溝及び道東沖の千島海溝沿いで巨大地震が発生した場合、大きな津波被害が予想される市町村を「津波避難対策特別強化地域」に指定し、当町も指定の対象となったところであります。

このことから、この度の指定に伴い、関係機関とも連携を図りながら、津波被害を最小限に抑えるため避難所及び避難路等の整備について検討を進めてまいります。

地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、令和5年度においても、引き続き計画に基づき整備してまいります。

国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めております。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めるものとされております。

こうしたことから、脱炭素社会の実現に向けて当該計画の策定を進めるとともに、町民及び事業者が温室効果ガスの排出削減に向けて行う活動の促進を図ってまいります。

また、脱炭素社会実現に向けては、新たなCO₂の吸収源として期待される「ブルーカーボン」に関する取り組みについて、情報収集に努めてまいります。

6 地域資源を活用した交流人口の促進。

新型コロナウイルス感染症は、拡大防止の観点から人流の抑制を強いられる状況を生むなど、社会経済活動を大きく低下させました。一方で、テレワークやDXの推進による働き方改革、日常生活では新しい生活様式の実践などの取り組みが求められるなど社会に大きな変革をもたらしております。

この様な状況下において、全国的には交流人口の落ち込みが著しくなっており、今後はこうした状況を解消するため、これまでの取り組みや新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえて、交流人口の拡大に向けて取り組む必要があります。

当町では、岩部地区において、地域活性化及び交流人口促進の一つとして「岩部クルーズ」を先行して実施しているところでありますが、さらなる交流人口の促進を図る目的で、岩部地区等の有する地域資源の魅力を活用すべく、新たに「岩部地区等活性化基本構想」を策定し、新たな交流人口や関係人口の創出に向け取り組みを進めてまいります。

また、若者の斬新な発想によりアワビカレーやいかトンビパスタなどの地域資源を活用した新たな商品開発が生まれてきており、昨年から開催しているフードスタジアムなどのイベントを通じて更なる情報発信に努めてまいります。

令和5年度においては、全国から多様な価値観を持つ若者を受入れ、交流・人材育成の拠点施設となる「青少年交流センター」が供用開始されますので、小学生から大学生等まで幅広い層を受け入れ、福島町を体験し、理解し、愛着を持ってもらうプログラムを展開することにより、交流人口の拡大に努め、ひいては、町への定住に繋がるよう取り組んでまいります。

7 第2青函トンネル構想の実現。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が延期されていた、北海道経済連合会主催のシンポジウムが昨年5月に函館市において開催され、構想実現に向けた取り組みが再度動き始めております。

また、青森県外ヶ浜町及び仲泊町並びに今別町を訪問し構想実現に向けた取り組みについて共同で取り組みが進められるよう、意見交換を行うなど、少しずつではありますが活動を進めているところであります。

第2青函トンネル構想を実現する会としては、令和5年3月に、函館市において第2青函トンネルの必要性と機運の醸成を高める取り組みとして講演会を開催し、地域の皆さんと一緒に活動を展開できるよう取り組むこととしております。

なお、第2青函トンネルの要請活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛しておりましたが、今年度は積極的な要請活動を展開してまいります。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が要望項目として位置づけられたところであり、渡島全体での取り組みを推進できることとなりました。

更には、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、北海道に働きかけを行ってまいります。

IV 令和5年度予算概要について、ご説明をさせていただきます。

令和5年度の地方財政計画では、地域のデジタル化・脱炭素・地方創生の推進、光熱費高騰への対応などに係る歳出増を踏まえ、地方交付税が前年度比1.7パーセント、3,073億円増の18兆3,611億円となったところであります。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

町の予算編成方針としては、吉岡温泉整備事業などの大型事業を実施することから、経常経費の縮減に努めるとともに、優先順位の洗い出しと事業の確実な推進を図ってまいります。

まず歳入の町税においては、総務大臣配分償却資産に係る固定資産税の増額による4.6パーセント増の5億1,500万円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では2.1パーセント増の17億8千万円としたところであります。

歳出においては、吉岡温泉施設整備事業や昨年度に引き続き定住向け町有住宅整備事業の実施、老朽化している生活館等の整備、併せて各地区の生活道路の改修などを重点的に取り組んでいくこととしております。

また、今年度も引き続き産業基盤の充実を図るためチャレンジスピリット応援事業を継続するとともに、

少子高齢化に伴う子育て支援や定住対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計 5 億 9, 361 万 2 千円、国民健康保険特別会計 7 億 2, 417 万 8 千円、介護保険特別会計 5 億 5, 061 万 3 千円、うち保険事業勘定 5 億 4, 905 万円、サービス事業勘定 1 億 6 万 3 千円、後期高齢者医療特別会計 7, 526 万 6 千円、浄化槽整備特別会計 5, 801 万 2 千円、町立診療所特別会計 1 億 1, 111 万 2 千円、水道事業会計 2 億 2, 783 万 2 千円、総計として 6 億 9 億 4, 062 万 5 千円となります。

V むすび。

以上、令和 5 年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

未だ、新型コロナウイルス感染症という困難が、私たちの前に立ちはだかつております。しかし、新型コロナウイルス感染症との戦いも 4 年目を迎え、ゴールの先がまだ見えませんが、過去の先人たちが様々な困難を乗り越えてきた、これまでの歴史が物語っているように、少し灯りが見えてきております。

このような困難な時代にあって、人間が本来持っている、共助・公共・自助が試されており、地域全体が助け合い支え合うことが大切だと感じております。

我々の前に立ちはだかる壁は大きく、高く、険しいものがありますが、超えられない壁、困難はなく、町民の生命と財産を守るという強い思いと行動をもって、町民の安心安全を最優先に取り組んでまいります。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私の好きな禅語の一つに「天下の人のために蔭涼とならん」とあります。「臨濟録」に収められている言葉で、このような厳しい環境の中にあって、人のためにそっと日陰をつくる人に、人を思いやる心の大切さを説いております。

福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆様と共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様への思いに誠実に向かい、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存でございます。

最後に、町民の皆様への深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11 時 10 分）

（再開 11 時 23 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

令和 5 年度教育行政執行方針を申し述べさせていただきます。

1、はじめに。

令和 4 年度福島町議会定例会 3 月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様へ、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

急激な人口減少、少子高齢化の時代にあって、地域の活力が失われていく厳しい時代を迎えております。しかし、いつの時代も町を元気づけるのは、子どもや若者であります。

福島町の次代を担う子どもたちが、自分の町に誇りと愛着を持ち、「自分の故郷のために頑張りたい」と思う人材を育成していくことが、まちづくりの礎であります。

保育所、幼稚園段階から小中高校生や若者に対し、それぞれの成長段階で地域のことやその課題を知り、解決方法を考え実行し、結果について考察を行い、更なるアイデアを生み出していくことが重要となります。

このプロセスを、私たち大人が伝え、一緒に考え、汗を流すこと、背中を見せることで、子どもたちや若者が成長する、そのような福島町の教育を実践することで、持続可能な町づくりを目指してまいります。

「君と学び、共に育つ」をテーマに、未来を担う子どもたちが、社会で生きていく必要な資質・能力を、確実に備えることのできる教育に誠心誠意取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和5年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2、福島商業高校の魅力化。

福島商業高校の令和5年度入学者の出願状況は9人となっています。令和4年度から取り組み始めた生徒の全国募集ですが、道外から4名の出願があったものの、福島町や近隣町からの出願が5名に止まったため、合計で9名と道立高校の再編整備基準を回避することが難しい情勢となっております。

「2年連続の10名未満」という再編基準がありますので、令和6年度入学生の確保は、まさに「背水の陣」で臨む必要があり、より一層高校の魅力化に取り組まなければなりません。

令和4年度に整備した「みなみ北海道ふくしま留学」ホームページの充実、新聞への広告掲載、インターネット上での学校説明会、東京都での学校説明会、さらに令和5年度は札幌市でも学校説明会を開催するなど、福島商業高校の情報発信に全力で努めてまいります。

また、10月にオープンキャンパスを開催し、福島商業高校を現に見ていただき、その魅力を伝えていくことが最も重要な位置づけであると考えております。

教育課程の魅力化としては、福島町の自然や食、文化的な価値を発見し、課題を整理し、解決策を提案する地域課題探求学習をより深めてまいります。令和5年度から新たに町内外の第一線で活躍する方々に来町いただき、それぞれの専門分野の講話を聴く機会を多く設け、多様な考えを学ぶ機会の創出を支援してまいります。

I C T教育では、昨年から町費で生徒一人ひとりにノートパソコンの貸与及び、I C T支援員の派遣事業を継続して実施いたします。

また、新規事業として大手I T企業と連携し、より高度なプログラミング学習や、ドローン操縦の国家資格取得など、これからの時代に必要とされるI T人材の育成に努めてまいります。

そして、これまで培ってきた商業教育により、社会経済の仕組み、礼儀・マナー、各種資格を取得し、変化の激しい社会で強く生きる力を身に付けるための支援を継続して行ってまいります。

3、青少年交流センターの利用。

就業体験や研修・実習、テレワークやワーケーション、友好市町との児童生徒交流、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れ、次代を担う人材を育成するため福島町青少年交流センターを整備いたしました。

福島町の自然や産業、歴史文化などの魅力を理解してもらい、交流人口の拡大、移住に繋がることを目的としております。

若者が、楽しく学業や充実した生活を送ることができるよう取り組むとともに、広く全国へ快適な住環境を情報発信してまいります。

令和5年1月に地域おこし協力隊員1名を採用し、施設の管理者（ハウスマスター）として、4月から勤務することになっており、また、食事と清掃業務は経験のある民間業者に委託し、円滑な施設運営に努めてまいります。

4、学校教育。

（1）北海道教育推進計画。

北海道教育委員会は、令和5年度において新たな5年間の北海道教育推進計画を、「自立・共生」を基本理念として策定することにしていきます。

「一人一人の可能性を引き出す」「学びの機会の保障」「地域と歩む教育」の3つの柱としており、福島町においてもこの理念に基づき、各学校の経営方針を策定していくことになります。

福島町教育大綱や各学校の教育目標や目指す児童生徒像の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、学校長を中心として教職員一丸で取り組む推進体制づくりを支援してまいります。

（２）福島アカデミー。

令和５年度は、昭和３１年に組織された福島町教育研究所を、「福島アカデミー」に名称を改め、職員研修、児童生徒交流、ＰＴＡ研修など、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織として、また、学校保健会、複式教育研究連盟など細分化されていた組織を、再編統合しようとするものです。

福島アカデミーは、授業研修部、学校連携部、学校支援部、健康栄養部の４つの部会で運営し、小・中・高校と教育委員会が構成メンバーとなり、定期的な情報交換を行うことにしております。

子どもたちの学力向上や、豊かな心身の発達を育むよりよい教育環境を構築するために、福島アカデミーの活動を通じ、学校間の連携を強化し、教職員の資質向上に努めてまいります。

（３）コロナ後を見据えた学校教育。

政府は新型コロナウイルス感染症について、令和５年５月にインフルエンザと同じ５類に位置づけることを決定しました。３年以上続いた行動制限などが解除されることになり、多くの制約を受けてきた子どもたちの環境が、大きく変化することになります。

当町においては、これまで感染拡大に留意しながら「学びの保障」に努めてきたところです。全国的な学校の休業があったものの、当町独自の臨時休業は行わずに、教育活動を継続してきたことは、保護者のご理解、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

コロナ禍で学んだ感染予防対策をしっかりと行いながら、子どもたちが生き生きと、伸び伸びと学ぶことができる教育環境の整備に努力してまいります。

（４）福島町のＩＣＴ教育。

ＩＣＴ教育は、いろいろな情報についてＩＣＴ機器を適切に活用して、問題を発見・解決することや、自分の考えを形成していくための能力を養うことを目的としています。

文部科学省が、「ＩＣＴ機器は、鉛筆やノートと同じく教育現場において不可欠なものになっている」と述べています。

福島町では平成３０年度に一人一台端末を導入し、コロナ禍が始まった令和２年度に学習支援アプリの「ｅ－ライブラリ」を導入するとともにＩＣＴ支援員を配置し、ＩＣＴ教育を推進してきました。

令和５年度においては、引き続き各学校におけるコーディネーターとしてＩＣＴ支援員を配置し、プログラミング学習を推進します。また、教職員向けにｅ－ライブラリ等の活用研修会を行うなど、その効果的な活用を推進してまいります。

また、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによるいじめや誹謗中傷などが増加しているため、児童生徒・保護者に対してＩＣＴ機器を利用する上での注意事項や、個人情報保護の大切さなど、情報モラルを啓蒙してまいります。

なお、現在使用しているＩＣＴ機器は、導入から５年が経過するため、１から２年後の機器更新を視野に、教職員や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

（５）部活動の地域移行の調査・研究。

スポーツ庁は令和４年６月の有識者会議において、少子化による部活動の減少、教職員の働き方改革の観点から、休日における部活動の実施方法について、学校ではなく地域単位で行うよう提言されたところです。

当町といたしましては、教職員、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、教育委員会職員等で協議会を組織し、部活動の現況、課題等について整理してまいります。

なお、野球などの団体競技では、近隣町と合同でチームを結成していることから、令和５年度中に木古内町から松前町までの４町の担当で、協議する場を設けることにしております。

（６）学校給食。

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。

また、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであり、生命や自然を尊重し、環境の保全に寄与する態度を養う活動でもあり、特に福島町の食材についても生産の工夫や苦勞を学び、地産地消の推進を考える良い機会となっています。

福島町学校給食センターでは福島町産米の活用に力を入れており、令和2年度町内産米が900キログラム・使用率43.9パーセント、令和3年度1,500キログラム・使用率73.1パーセントだったのに対し、令和4年度においては1,300キログラム・使用量は減っているんですけども使用率が90パーセント以上となる見込みとなっています。

令和3年度に購入した精米保冷庫を活用し、年間を通じ安定して学校給食に使用できるようになったことが、大きな要因となっています。

今後とも地産地消の取り組みを進め、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

5、生涯学習。

(1) 青少年教育。

この3年間、コロナ禍の中で各事業が中止・縮小などの制限を余儀なくされてきましたが、豊かな心とたくましく生きる力を育むため、子どもたちが郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出し、異世代との交流など、できるだけ多くの事業を感染予防に配慮しながら実施してまいります。

主に小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、渡島西部森林室と協力した木育事業や、千軒地区での自然観察会、縄文土器づくり体験など、郷土の魅力を再発見してもらう体験プログラミングを企画してまいります。

また、青少年交流センターを活用して、通学合宿を4年振りに開催し、小学生と高校生が交流を図る中で、夏休みの生活リズムを整え、協調性やコミュニケーション力を高める活動を行います。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町の当番町として、開催時期や方法等について近隣町とも連携を図りながら実施してまいります。

過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにICT教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」の成果の一つとして、昨年度「北海道 scratch プログラミングコンテスト函館大会」で福島中学校の生徒が入賞するなど、その成果が表れ始めております。

小学校から高校生までを対象に学習支援やキャリア教育も融合させた事業として展開しますが、今年度は、プログラミング検定の受験を目標とした講座として、夏休み及び冬休み期間中に各3日間と、その直前に集中講座を各6日間程度行うこととしています。

令和5年度の友好市町の児童生徒交流事業は、夏季に福島町から長野県木曽町に中学生を派遣し、冬季の長崎県松浦市から福島町に中学生を受け入れ、友好の絆を深めてまいります。

(2) 成年教育。

町民が芸術文化に親しむ機会を提供するなど、生涯学習活動への支援を通じて、豊かな感性を磨き、潤いのある生活となるよう支援していくことが重要です。

令和4年度は感染対策に留意しながら3年振りに町民文化祭を開催することができましたが、生活講座の一部については開催することができませんでした。

令和5年度は、感染対策を講じながら、開催方法の工夫と各文化団体及び町民の皆さまと協働して、多くの行事の開催に取り組んでまいります。

民法が改正され、令和4年度から成人は18歳となりましたが、当町では「二十歳（はたち）を祝う会」として大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事にしたところです。

今年度も新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら、引き続き8月13日に開催してまいります。

(3) 高齢者教育。

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響により3年連続で開催できませんでした。

令和5年度については、感染症予防に留意した学習プログラムの企画を関係者と相談しながら実施する方向で計画を進め、参加者相互の交流に努めてまいります。

(4) 読書活動の推進。

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより、自宅から読みたい本が検索できるなど、コロナ禍に対応した利便性の向上に努めてきたところです。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される「読書通帳システム」では、通帳1

冊分の312冊を借りた方が令和3年度で2名、令和4年度で10名を「読書横綱」として表彰させていただきました。

令和5年度から新たな「第3次福島町子ども読書活動推進計画」がスタートしますが、幼稚園・保育所、各学校等での取り組みはもとより、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

6、スポーツ。

(1) 青少年教育。

令和4年度については、感染予防に留意しながら、3年振りに各大会等の行事を展開してきましたが、関係機関と連携を図りながら青少年スポーツの活動を支援してまいります。

「わんぱく相撲大会」については、令和4年度は、函館アリーナで開催されましたが、令和5年度については、主催者である函館青年会議所で大会運営に係る検証等を行っており、開催場所について検討しているところであります。

なお、大会運営等への協力要請もあり、これまでの経験を活かし大会が成功するよう協力してまいります。

また、「千代の富士杯争奪相撲大会」や「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組む、野球、サッカー、相撲、空手などのスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう支援してまいります。

(2) 成年教育。

各種大会やスポーツなどに親しめる環境づくりを推進することで、町民の体力づくりや健康づくりにも繋がることを期待されます。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会は3年連続中止となりましたが、町民相互の親睦を深める行事となっていますので、感染予防に留意しながら開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会など、コロナ禍でも実施できた行事や大会は、各関係団体と協力し継続的な大会実施を支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会。

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和4年度は自動計測システムを導入し、3年振りに開催することができましたが、松前警察署からランナー等の事故防止軽減を図る観点からコース変更等について要請されております。

また、競技役員が減少傾向にある中で、中継地点の統合なども含めた大幅なコース変更について検討を進めており、令和5年度から新コースでの大会運営を計画してまいります。

(4) 体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

7、文化財等。

(1) 文化財。

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私達には、その価値を次の世代へと伝える責務があります。

平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」については、コロナ禍の影響により記念公園が中止になるなど、出演機会が少なくなっておりますが、令和4年度は、千軒そばの花観賞会や福島大神宮例大祭などで披露されております。

今後も福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

(2) 文化財等を保管する施設の整備。

町で所有する民族資料や埋蔵文化財資料を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、文化財の長期的保存管理について、継続的に検討してまいります。

8、むすび。

以上、令和5年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

「まちづくりは、人づくり、仕事づくり」であると肝に銘じ、郷土を愛し、社会でたくましく生きていく人材育成を目指し、福島町の教育行政を推進してまいります。

また令和5年度は、次年度から始まる第6次福島町総合計画策定に向けて、これまでの事業検証と人口減少・少子高齢化を見据えた計画づくりの年になると考えております。

教育の分野においても国や北海道の動向を注視し、地方創生や地域活性化の視点を忘れることなく、「福島町で子育てしたい、福島町に住んでみたい」と思ってもらえる教育環境の充実に努力してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和5年度教育行政執行方針といたします。

○議長（溝部幸基）

以上で、令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を終わります。

◎議案第54号 福島町個人情報保護法施行条例

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第54号 個人情報保護法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第54号 福島町個人情報保護法施行条例。

福島町個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊7議案説明資料でご説明いたしますので説明資料の5ページをお開き願います。

1、制定の理由について。

令和3年5月、「個人情報の保護に関する法律」の改正があり、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

この改正により、これまで各地方公共団体ごとに定めていた個人情報の取扱いに関する規定を、法により全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、法を施行するために必要となる事項を独自で条例により定めることができることとされました。

このことに伴い、現在福島町において運用している個人情報の取扱いに関する条例を廃止するとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう、法を施行するために福島町において必要となる事項を定める条例を新たに制定するものです。

2、制定の内容について。

（1）第1条では、条例の目的に関する規定をしております。

（2）第2条では、用語の定義に関する規定をしております。

（3）第3条では、不開示情報に関する規定として、法で不開示情報として掲げられていない情報で、現行の個人情報保護条例より引き続き、開示をしない情報として、「診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」を規定しております。

（4）第4条では、開示請求に係る手数料等の規定で、法では、地方公共団体の機関に対して個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されておりますが、現行の個人情報保護条例においても手数料の負担は求めていることから、同じく無料とする規定をしております。ただし、開示文書の写しの交付をする場合は現行の条例に引き続き、開示

請求者の負担としております。

(5) 第5条では、審査会への諮問に係る規定として、法では、個人情報の適正な取扱い確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる」と規定されております。

当町では、現行の福島町情報審査会条例において、個人情報保護制度に係る調査審議するための附属機関として審査会を設置していることから、法改正後においても引き続き諮問することを規定しております。次のページをご覧ください。

(6) 第6条では、規則で定める事項として、条例第4条第2項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付に係る費用を規定しております。

(7) 「福島町個人情報保護条例」の廃止について、附則第2条では、現行の福島町個人情報保護条例を廃止とする旨を規定しております。

また、附則第3条及び第4条では、現行の福島町個人情報保護条例は廃止しますが、経過措置として職員の義務違反に係る罰則を規定しております。

3、施行期日は令和5年4月1日から施行いたします。

次のページには、施行細則（案）を掲載しております。

以上で、議案第54号 福島町個人情報保護法施行条例について説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第54号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第54号は可決いたしました。

◎議案第55号 福島町犯罪被害者等支援条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第55号 犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の9ページをお開き願います。

議案第55号 福島町犯罪被害者等支援条例。

福島町犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊7議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の8ページをお開き願います。

まず、1の制定の理由につきましては、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的に条例を制定するものであります。なお、国の給付金制度があるため見舞金等は設けず、日常生活支援や就業支援などの支援協力といたします。

2、全国、全道における条例の制定状況につきましては、犯罪被害者等支援を目的とした条例は令和3年4月1日時点で、全国で1,721市区町村中、384市区町村において制定されており、うち道内では、昨年12月末現在10市町村（近隣では松前町、北斗市、知内町）が制定しております。なお、木古内町もこの3月議会に上程しております。

3、本条例の主な内容。

（1）基本理念（第3条）として、犯罪被害者等の支援は、平穩の生活を取り戻すまでの間、適切に行います。犯罪被害者等の支援は、個人情報の適正な取扱いに配慮いたします。

（2）相談及び情報の提供等（第6条）、犯罪被害者等の各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

（3）日常生活の支援（第7条）として、町は、犯罪被害者等に対し保健医療サービスや福祉サービス等の支援を行います。また、犯罪被害者等の住居の安定を図るため、公営住宅入居への特別な配慮を行います。

（4）安全の確保（第8条）として、町は関係機関等と連携し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護や施設への入所保護などを行います。

（5）就業の支援（第9条）として、町は関係機関等と連携し、事業者の理解を深める等就業の支援を行います。

（6）第10条では、支援を行うことが社会通念上適切でないと判断した場合、支援を行わないことを規定しております。

（7）第11条では、支援の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力を努めます。

4、施行期日は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で、議案55号 福島町犯罪被害者等支援条例について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第55号は可決いたしました。

◎議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の11ページをお開き願います。

議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊7説明資料でご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

1、改正の理由。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されます。

この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

当町においても法改正の趣旨を踏まえ、関係条例の所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容。

地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例の引用条項を整理及び規定を追加並びに1条例の廃止をするものであります。

まず、第1条で、福島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、引用条項の整理となっております。

第2条は、職員の分限についての手続き及び効果に関する条例で、目的に降給の規定、降給の経過措置の規定を追加しております。

第3条は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例で、派遣対象外に管理監督職職員の規定を追加しております。

第4条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例で、減給の効果の規定を整理しております。

第5条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例で、引用条項の整理となっております。

第6条は、職員の育児休業等に関する条例、育児休業又は育児短時間勤務対象外に管理監督職職員の規定等を追加しております。

第7条は、職員の給与に関する条例で、まず一つ目が再任用職員等を定年前再任用短時間勤務職員へ改正いたします。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を追加。60歳到達職員の給料月額を7割とする規定を追加しております。

次のページをご覧ください。

第8条は、職員等の旅費に関する条例で、引用条項の整理となっております。

次に、廃止する条例は、第9条で福島町職員の再任用に関する条例で、定年前再任用短時間勤務制度及

び暫定再任用制度へ移行に伴い条例廃止するものであります。

3の施行期日は、令和5年4月1日から施行いたします。

なお、議案の11ページから29ページまで新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第56号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第56号は可決いたしました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時02分）

（再開 13時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第57号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第57号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の31ページをお開き願います。

議案第５７号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和５年３月８日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊７議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の１２ページをお開き願います。

１、改正の理由。

令和３年５月に個人情報の保護に関する法律の改正があり、令和５年４月１日に施行されることに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

２、改正の内容。

関係する５条例の一部を改正します。

（１）として、第１条関係、福島町まちづくり基本条例の一部改正となります。

法の改正により個人情報の取扱いについては、法の中で全国的な共通ルールの規定となったこと、法の規定に含まれない事項については町条例の中での規定で整理を行うことに伴い、引用条項に変更が生じることから規定の一部を改正します。

（２）として、第２条関係になります。福島町情報審査会条例の一部改正。

法の改正に伴い、令和５年４月より法の規律が直接適用となりますが、議会については法の適用外となることから新たに議会としての個人情報保護条例の制定を予定としており、議会からの諮問についても審査会の対応とすることから、審査会の所管事項等の規定の一部を改正いたします。

（３）福島町公共施設の指定管理者に関する手続き条例の一部改正及び（４）福島町製氷貯氷施設条例の一部改正並びに（５）福島町ガラスボード管理条例の一部改正は、（１）と同様に、引用条項に変更が生じることから規定の一部を改正するものでございます。

３の施行期日は、令和５年４月１日から施行いたします。

なお、議案の３１ページから３５ページまで新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第５７号 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５７号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第５７号は可決いたしました。

◎議案第５８号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第９ 議案第５８号 町内会館管理条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の３７ページをお開き願います。

議案第５８号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例。

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和５年３月８日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊７議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の１３ページをお開き願います。

１、改正の理由。

町内会館等の再編計画に基づき施設の解体及び整備を進めておりますが、令和４年度中に整備が完了した町内会館の名称を統一するため条例の一部改正を行うものです。

２、改正の内容。

令和４年度中に整備が完了した下記の町内会館の名称を改正するものです。

改正前「館崎生活館」を、改正後「館崎２・３町内会館」に変更するものでございます。

３の施行期日は、公布の日から施行いたします。

なお、議案の３７ページから３８ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第５８号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５８号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第58号は可決いたしました。

◎議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の43ページをお開き願います。

議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊7議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の15ページをお開きください。

1、改正の理由。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されます。

この法改正の趣旨は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引き上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用するとともに、組織の新陳代謝を図り、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

当町においても法改正の趣旨を踏まえ、職員の定年等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容。

（1）の定年年齢の引上げで第3条関係でございます。

60歳としている職員の定年を令和5年4月1日から、2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とします。

表にありますように、昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までの令和4年度に退職する方々は60歳定年退職となり、60歳以降は暫定再任用として最大5年間、65歳まで再任用ができるようになっております。以降、1年毎に定年の方は2年おきに定年退職となります。最終的には令和13年度におきましては、昭和42年4月2日から昭和43年4月1日生まれの職員は65歳が定年退職年齢となりまして、定年条例の方が完成するというような流れになっております。

次に、（2）管理監督職務上限年齢制（役職定年制）の導入でございます。第6条から第11条になります。60歳に達した管理監督職（管理職手当が支給される職）は、役職定年の対象とし、60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理職に降任となります。

次のページをお開きください。

（3）定年前再任用短時間勤務制の導入、第12条から第13条関係でございます。

60歳に達した日以後の最初の3月31日から定年退職日に当たる日までの間に退職した場合、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として任用できることとなります。

なお、定年年齢の段階的な引上げ期間中の経過措置として、定年退職後から65歳までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けます。

そのほか、（4）として情報提供・意思確認制度の実施がございます。

職員が59歳になる年度に、60歳以後の任用及び給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認することといたします。

3の施行期日は、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行します。

なお、議案43ページから57ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第60号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第60号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第60号は可決いたしました。

◎議案第64号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第64号 家庭的保育事業等の設備・運営基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の77ページをお開き願います。

議案第64号 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊7の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の21ページをお開き願います。

1、改正の理由。

令和4年通常国会における「児童福祉法等の一部を改正する法律案」の審議において、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、「児童の安全の確保」を追加する修正案が全会一致で可決されたことを受け、児童の安全の確

保に関する計画の策定に係る規定を加えるため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和4年11月30日に公布、また、昨年9月、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという事案を受け、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加えるため、同省令が令和4年12月28日に公布されたため、当該条例を改正しようとするものでございます。

2、改正の内容。

(1)の第7条の2関係では、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるものであります。

(2)の第7条の3関係では、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものであります。

(3)の第10条関係では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員に兼ねることができる場合は、その行う保育に支障がない場合に限りとし、ただし書きを削除するものであります。

(4)の第14条関係では、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員の研修並びに訓練を定期的に実施するよう、具体的に規定するものであります。

3の施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

なお、議案の77ページから79ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第64号は可決いたしました。

◎議案第65号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第１２ 議案第６５号 特定教育・保育施設特定地域型保育事業の運営基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の８１ページをお開き願います。

議案第６５号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和５年３月８日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊７の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の２２ページをお開き願います。

１、改正の理由。

民法等の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和４年１２月１６日に公布されたため、当該条例を改正しようとするものであります。

２、改正の内容。

第２６条に規定する懲戒権関係規定を削除するものであります。

３の施行期日。

この条例は、公布の日から施行いたします。

なお、議案の８１ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第６５号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 6 5 号は可決いたしました。

◎議案第 6 6 号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第 1 3 議案第 6 6 号 放課後児童健全育成事業の設備運営基準を定める条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の 8 3 ページをお開き願います。

議案第 6 6 号 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 8 日提出、福島町長。

内容につきましては、別冊 7 の議案説明資料でご説明させていただきます。

説明資料の 2 3 ページをお開き願います。

1、改正の理由。

令和 4 年通常国会における「児童福祉法等の一部を改正する法律案」の審議において、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い、条例で定める事項として、「児童の安全の確保」を追加する修正案が全会一致で可決されたことを受け、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 4 年 1 月 3 0 日に公布、また、昨年 9 月、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという事案を受け、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加えるため、同省令が令和 4 年 1 月 2 8 日に公布されたため、当該条例を改正しようとするものであります。

2、改正の内容。

（1）第 6 条の 2 関係では、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えるものであります。

（2）第 6 条の 3 関係では、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものであります。

（3）第 1 2 条の 2 関係では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定に係る規定を加えるものであります。

（4）第 1 3 条関係では、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員の研修並びに訓練を定期的実施するよう、具体的に規定するものであります。

3、施行期日。

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

なお、議案の 8 3 ページから 8 5 ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第66号を決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第66号は可決いたしました。

◎議案第69号 福島町地域防災計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第69号 地域防災計画の変更を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の107ページをお開き願います。
議案第69号 福島町地域防災計画の変更について。
福島町地域防災計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求め
る。
令和5年3月8日提出、福島町長。
説明につきましては、別冊7、議案説明資料でご説明いたしますので、議案説明資料の48ページをお
開きください。

1、福島町地域防災計画の策定経過について。

町では、昭和56年に福島町地域防災計画を策定後、平成3年、平成12年に状況に即応しながら逐次
改定を行ってきたところであります。

平成23年3月に発生した東日本大震災や全国各地での大規模な土砂災害発生等を受けて、平成27年
に防災組織、災害予防計画及び地震・津波災害対策計画などを重点に防災計画の見直しを行い、更には令
和2年3月に津波浸水水位のデータなどを反映させた計画変更を行っております。

この度、大雨災害などの際に発令される気象警報等が変更になったことや、日本海溝・千島海溝周辺海
溝型地震に対する新たな防災対策が盛り込まれたことなど、国の防災基本計画や北海道地域防災計画の改
訂との整合性を図り、既存計画の文言整理と併せ、令和4年度において地域防災計画を改訂するものであ
ります。

なお、福島町地域防災計画の改訂と併せて、防災マップの改訂版を作成し、令和5年2月末に全世帯に
配布をしております。

2、改訂項目について。

（1）新たに追加・修正した項目等については、まず、第2章第4節第2項で、キキクル（大雨警報・

洪水警報の危険度分布)の追加をおこなっております。

次に、第3章第18節では、業務継続計画の策定を追加(節の新設)となっております。

次に、第8章第2節では、被災者援護計画を追加(節の新設)となっております。

次に、第9章は、新たな章の新設で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追加しております。

次に、(2) 現行制度・体制に則した項目の修正等でございます。

まず、表の見方としては、修正あった章と節が左側にあり、右側に修正・追加した項目と、その下に括弧書きで主な修正内容等を記載しております。

まず、第1章第6節では、町民の責務及び事務所の責務等を追加、修正しております。主な修正内容としては、平常時の備えと災害時の対策等の項目を追加、修正しております。

以下、第1章第7節から、50ページ一番下、第7章第6節まで前回改訂からの名称変更などによる文言修正や新たな項目追加などの時点修正をおこなっております。

51ページをご覧ください。

次に、3として、改訂部分の主なものについて、ご説明いたします。

48ページから50ページまでの改訂項目について、新規追加及び項目修正等の中から主なものについて、ご説明いたします。

(1) 新たに追加・修正した項目(節の新設等)。

第2章、防災組織関連の第4節気象警報等の伝達計画の2に、新たにキキクルを追加しております。

キキクルは気象庁が提供する災害発生の危険度を地図上で確認できる「危険分布図」で、市町村でも大雨災害時などに既に利用されており、地図上で1キロ平方メートル四方の領域ごとに各段階で色分けして示すシステムで、これまでより精細な気象情報の確認に役立っております。

また、表の下避難情報等についても、警戒レベル5の災害発生情報が緊急安全確保に、警戒レベル4の避難勧告が避難指示に、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難にそれぞれ変更となっております。

次のページをご覧ください。

次に、②の第3章、災害予防計画関連で節の新設で、第18節業務継続計画の策定が新設されております。

災害時に重要業務を継続するために、事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとしております。

特に、庁舎等については、災害時に必要と思われる情報通信設備や食料、飲料水、発電用燃料及び輸送体制などの整備を図るものとしております。

次に、③第8章、災害復旧対策計画関連で、こちらも節の新設で、第2節被災者援護計画が新設されております。

町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、被災者台帳の作成及び台帳情報を利用し、関係機関と連携しながら被災者の早期支援を実施するとしております。

次のページをご覧ください。

④第9章、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画が新たな章の新設となっております。

この章の新設に関しては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法に基づき、津波からの防護と円滑な避難の確保及び迅速な救助などに関する事項や整備すべき施設などに関する事項等を新設しております。

特に、昨年9月に中央防災会議において、全国108市町村が津波避難対策特別強化区域に指定され、当町も指定の対象となったことから、今後、津波避難対策緊急事業計画等を策定し、各種施設等の整備を検討してまいります。

次のページをご覧ください。

(2) 現行制度・体制に則した項目の修正等(主なもの)。

②第1章第7節、位置及び面積の修正で、令和2年7月1日に福島町の面積が187.28キロ平方メートルから187.25キロ平方メートルに修正されております。

これは、国土地理院による電子国土基本図の地図データを用いて行った計測により変更となったものでございます。

次に、⑥第3章第12節、食料等の確保の備蓄内容等の修正で、備蓄品の例が追加されております。

これまでは、食料や燃料、その他について、具体的な品目が掲載されておりましたが、今回の改訂から具体例が示されるようになったものであります。

次のページをご覧ください。

③第2章第2節、災害対策本部の配備体制の項目追加で、渡島大島の噴火の際の配備体制が第3配備体制に項目追加されております。

これまでも、災害時の職員招集体制につきましては、表にありますように、第1非常配備では、例えば震度4の地震が発生した場合または津波注意報が発生された場合は、総務課、建設課、産業課が担当対策班として招集対象となり、第2非常配備では、震度5弱あるいは震度5強または津波警報が発令された場合には、全職員が招集対象となります。なお、渡島大島に関する記述は、「第6章第2節 火山の概況」で1741年に噴火した際などの活動経過・被害状況を記載しております。

最後に、56ページをご覧ください。

今回の改訂による福島町地域防災計画の構成となっております。

章としては第9章が新たに新設され、そのほか第3章と第8節に節の新設が太字で記載されております。なお、今回の福島町地域防災計画の改訂版の本編及び資料編は別途タブレットの中に格納しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第69号 福島町地域防災計画の変更について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第69号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第69号は可決いたしました。

◎議案第70号 福島町森林整備計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第70号 森林整備計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議案の１０９ページをお願いします。

議案第７０号 福島町森林整備計画の変更について。

福島町森林整備計画を変更したいので、福島町議会基本条例第１１条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和５年３月８日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊７、５７ページをお願いします。

１、変更の理由。

令和５年１月に北海道において渡島檜山地域森林計画変更計画が公表され、トドマツの施業方法などが変更されております。

これを受けて、町では、変更された地域森林計画に適合するよう福島町森林整備計画を変更するものです。

２、主な変更内容。

（１）林齢及び間伐の標準的な方法。

標準的なトドマツの間伐時期について、初回の間伐時期を２１年から１８年、間伐率の上限を３３パーセントから３５パーセントに変更。

（２）木材等生産林における施業方法。

トドマツの製材等における径について、一般材生産目標を３６センチメートルから３０センチメートル、主伐時期を木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して５５年から５０年に変更。

（３）文言整理。

地域森林計画と整合性を図るよう文言を整理。

３、計画変更に係る事務スケジュール等。

令和５年３月末日の計画決定に合わせ、次のとおり作業を進めております。

令和５年２月に、渡島西部４町森林整備計画実行管理推進チーム会議関係者による事前協議及び福島町森林整備計画（案）公告・縦覧。

令和５年３月、本定例会上程及び北海道知事協議・同意及び変更計画決定。

令和５年３月末、福島町森林整備計画の公表となります。

４、変更計画の始期。

令和５年４月から適用するものでございます。

なお、議案の１１０ページから１３５ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、森林整備計画の変更について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第70号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第70号は可決いたしました。

◎議案第71号 令和4年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第71号 令和4年度水道事業会計資本金の額の減少を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の137ページをお開きください。

議案第71号 令和4年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について。

令和4年度福島町水道事業会計資本金6億271万2,640円のうち、7,408万5,850円を減少し、繰越利益剰余金に振り替えることについて、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、別冊7の58ページをお開きください。

1、概要。

平成27年度から令和元年度までの決算において、収益的収入及び支出の未処分利益剰余金（当期純利益）の処分で、収益的収入である長期前受金戻入額7,408万5,850円と同額を資本金へ組み入れしておりました。

本来、未処分利益剰余金は決算時に欠損金の補てん、使用目的に合わせて積立処分や繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すのいずれかの処理が行われます。

そのため、既に資本金へ組み入れている長期前受金戻入同等額7,408万5,850円を繰越利益剰余金に振り替えし、使用可能な補てん財源として活用していくことといたします。

下の内訳は、平成27年度から令和元年度までの長期前受金戻入同等額を記載してございます。その下の概要図は、令和4年度の予定貸借対照表で減資前と減資後を示しており、使用不可能な資本金から長期前受金戻入同等額7,408万5,850円を使用可能な剰余金へ振り替えることを示してございます。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第71号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第71号は可決いたしました。

◎議案第80号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第13号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第80号 令和4年度一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、別冊6と別冊7をご用意願います。

まず、別冊6の5ページをお開き願います。

議案第80号 令和4年度福島町一般会計補正予算（第13号）。

令和4年度福島町の一般会計補正予算（第13号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億3,474万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,217万6千円とする。

第2条、地方自治法第213条の第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、福島町長。

まず、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。

今回の繰越明許費につきましては、12月会議で補正計上し、ご説明したように、北海道の令和4年度補正予算計上に合わせ、種苗生産等施設整備事業について繰越事業として3月中に施設整備工事費に係る契約を締結し、令和5年度に繰り越して事業実施するための繰越明許費となります。

科目が、6款農林水産業費、3項水産業費、事業名が種苗生産等施設整備事業で、金額が8億5,600万円となります。

次のページをご覧ください。

第3表、債務負担行為については1件となっております。

事項が、漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為の追加で、期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額が5千円となっております。

次のページをお開きください。

第4表、地方債補正の追加は、12月補正で有害鳥獣処理施設整備事業に係る実施設計業務委託料を一般財源で計上しておりましたが、このたび、過疎対策事業債が充当できることとなりましたので、新規に地方債の追加をするものであります。

次のページをご覧ください。

地方債の補正の変更でございます。

13ページの出産祝金交付事業債から、14ページの公有林整備事業債まで全部で22件となっております。今回の変更は、事業費確定による増減等が主なものとなっております。

内容については、別冊7でご説明いたしますので、別冊7の59ページをお開き願います。

地方債補正についてでございます。

59ページから60ページにかけての、23事業のうち、60ページの5段目、町道福島月崎幹線局部改良事業債が地方道路等整備事業債で、下から3段目と2段目の消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ付積載車が、緊急防災・減災事業債で、一番下が公有林整備事業債、残りの19事業が全て過疎対策事業債となっております。充当率、交付税算入率、算入方法はご覧のとおりとなっております。

摘要欄にありますように、ほとんどが事業完了による減額と実績見込みによる減額は、最終的な事業完了はしていませんが、3月末までの実績見込により減額となっております。

次に、補正の内容について、まず歳出からご説明いたしますので69ページをお開き願います。

補正（第13号）の事務事業別説明資料でございます。

69ページになります。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の精査に伴う不要額等でありますので、今年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により会議やイベント等の一部が中止となったため、旅費や報償費及び助成金などが減額となっておりますので、内容の説明につきましては、減額の主なものや新たに追加になったものを中心にご説明いたしますので、予めご了承願います。

1款議会費、1項1目議会費の議会運営費で520万7千円の減額は、当初予算で10名分の議員歳費と計上しておりましたが、結果的に9名となったことから、各種費用を減額したことが主な要因となっております。

次に一つ飛んで、2款総務費、1項1目一般管理費で142万1千円の減額は、通信運搬費などが国の各種事業予算にまわったことなどから、需用費や役務費を減額したものであります。

次のページをお開きください。

上から3段目をご覧ください。

町有財産管理費で231万3千円の減額は、旧千軒小学校体育館除却工事費の入札減によるものなどが主なものとなっております。

その下、車輛管理費で246万4千円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で、会議等の多くがオンラインとなったことにより出張などが減ったことによる燃料費の減が主なものとなっております。

次のページの一番下段をご覧ください。

テレビ放送共同受信施設整備支援事業費で212万8千円の減額は、令和4年度実施しました松浦・吉野・日向地区のテレビ放送共同受信施設更新に係る補助金の実績による減額となっております。

次のページをご覧ください。

下から2段目になります。

12目テレビ中継局管理費の月崎地区デジタル混信対策事業費で426万3千円の減額は、入札減による減額となっております。

次に、74ページをお開きください。

2段目の、出産祝金交付事業で90万円の追加は、実績見込みによる増額で、助成済みが12件、申請見込みが2件となっております。

次に少し飛びまして、78ページをお開きください。

一番下段になります。

3款民生費、1項1目障害者福祉事業費で1,948万円の減額は、障害者介護給付費の実績による減額となっております。

次のページの1番上をご覧ください。

高齢者屋根雪下し及び除排雪費用助成事業費で40万円の追加は、1月から2月にかけての大雪に対応した実績による増額となっております。

一つ飛んで、高齢者等生活支援事業費で178万円の減額は、こちらも実績見込みによる減額となっております。

82ページをお開き願います。

一番上の、福祉センター運営費で229万6千円の減は、主な減額は令和4年度から全館ボイラー方式を変更し、必要に応じて各部屋ごとに大型ストーブで対応するようにしたことからボイラーの燃料費が減額となったものであります。

次の、後期高齢者医療費402万円の減額は、医療費の減による療養給付費負担金の減で、次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費530万円の減と、その下、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援事業費920万9千円の減額は、いずれも事業完了見込に伴う減額となっております。

次に85ページをお開きください。

上から2段目になります。

4款衛生費、1項2目予防費、事務事業予算名も同様で230万8千円の減額は、インフルエンザ予防接種委託料等の減が主なものとなっております。

一つ飛んで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で202万1千円の減、その下、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で300万円の減は、いずれも令和4年度のワクチン接種事業が3月末で終了することから、実績に基づいて減額するものであります。なお、令和5年度においても、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業を行う見込みとなっております。

87ページをご覧ください。

下から2段目になります。

温泉健康保養センター管理運営費で110万円の追加は、1号機ボイラー修繕に伴う修繕費の増額が主なものとなっております。

89ページをお開き願います。

上から2段目になります。

6款農林水産業費の千軒そば生産体制支援事業費で350万7千円の減額は、備品購入費の農業用機械等購入費の不用額が主な減額要因となっております。

次のページをお開きください。

一番下になります。

6目林道工事費の広域基幹林道島前線改良事業費で426万7千円の減額は、北海道の事業に対する地元負担金確定による減額となっております。

次に92ページをお開き願います。

下から2段目になります。

3目漁港管理費の各船揚場整備事業費で625万5千円の減額は、事業量縮小及び入札減によるものでございます。

次のページをご覧ください。

一番下段になります。

7款商工費の特産品PR事業費で89万9千円の減額は、新型コロナウイルスの影響で一部イベントが縮小などになったころから、講師謝金を減額したことが主な減額要因となっております。

次に、96ページをお開きください。

2段目になります。

8款土木費の道路維持費で6,050万円の追加は、2月、3月分の町道の除排雪業務委託料の追加となっております。なお、除雪費につきましては、昨年12月中旬から年末にかけて日本海側中心に大雪となったほか、年明け後も短期間の集中的な降雪や10年に一度クラスの寒気流入などによる雪の影響が続いたことから、国土交通省では昨年に引き続き、所管の幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置による除雪費調査が現在行われており、当町も現在申請中でありますので、交付額が決定しだい3月第2回会議に予算計上してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。

一番下になります。

4目道路新設改良費の町道整備事業費で685万5千円の減額は、館古団地10号線のほか町道整備に係る工事請負費の入札減が主なものとなっております。

以下、100ページの一段目、定住向け町有住宅整備事業費までは入札減による減額や支出額確定によ

る減額となっております。

101ページをお開き願います。

上から3段目になります。

10款教育費の高校魅力化推進事業費で195万3千円の減額は、各種大会参加助成金や通学定期補助金の減額となっております。

その下、全国中学校相撲大会開催事業費で300万円の減額は、実績見込による減となっております。

次のページをお開きください。

1段目の事務局費から104ページの一段目、人材育成支援事業費までは事業完了など実績見込による減額となっております。

104ページをお開き願います。

104ページの2段目。

2項小学校費の学校管理費で85万2千円の追加は、需用費の光熱水費と委託料の除排雪業務委託料の追加が主なものとなっております。

3段目の、3項中学校費の学校管理費で119万円の追加も、同じく光熱水費や除雪業務委託料の追加が主なものとなっております。

次に109ページをお開き願います。

一段目になります。

12款諸支出金、1目の繰出金で1,008万1千円の減額は、このあとご審議いただく各特別会計補正予算に関連した繰出金の補正となっております。

その下、13款職員給与費の職員給与費で1,878万2千円の減は、正職員に係る分で実績による減となりますが、給料で600万円、職員手当等で428万2千円の減などとなっております。

最後に、次の、会計年度任用職員給与費で618万円の減も実績による報酬給料職員手当等の減額となっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与費等の増減につきましては、別冊6の78ページと79ページに給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、歳入をご説明いたしますので61ページをお開き願います。

歳入につきましても、歳出同様に主なものと新規に追加になったもの等について、ご説明申し上げますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税から、4段目の7款地方消費税交付金までは交付見込みによる増減となっております。

12款使用料及び手数料、4目商工使用料82万6千円の減額は、1節の横綱記念館使用料で123万円の減、4節青函トンネル記念館使用料で40万4千円の増となっております。

次のページをお開きください。

2段目、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で968万2千円の減額は、2節の障害者介護給付費等国庫負担金の減が主なものとなっております。

次のページをご覧ください。63ページの一番上。

2目民生費国庫補助金で1,660万2千円の減額は、5節と6節の住民税非課税世帯に対する給付金事業や、8節の電力・ガス・食料品等価格高騰支援事業費などの実績による減額となっております。

次に65ページをお開きください。

2段目、14款道支出金、3項1目の総務費委託金で394万7千円の減額は、3節の参議院議員選挙委託金の減額が主なものとなっております。

同じく65ページ、下から2段目。

15款財産収入、2目物品売払収入の1節町有林立木等売払収入101万1千円の増は、実績による増額となっております。

その下、3目生産物売払収入で291万7千円の減額は、1節の陸上養殖アワビ売払収入の減となっております。

次のページをお開きください。

上から2段目、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金で5,435万6千円の減額でございます。

す。

今回の補正に係る財源調整による減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は、現時点で6, 169万8千円となるものでございます。

以下、繰入金につきましてはそれぞれ実績により減額しております。

最後に次のページ、67ページ。

20款町債につきましては、先ほど第4表の地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第80号 一般会計補正予算（第13号）の提案内容について説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時24分）

（再開 14時38分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

補正予算の説明が終わっていますので、質疑を行います。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

65ページの養殖アワビの件で聞きたいんですけど、去年の10月で一度出荷停止になっていますけど、現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

今のアワビの状況お伝えいたします。

活アワビについては町内・町内外の飲食業は現在販売中でございます。ただ、町民販売については成長を促している過程でもありますので、もうしばらくお待ちくださいという感じであります。

一応、今の直近としますと、工房さんがやっていますアワビカレーこの部分に向けて出荷調整しておりますので、そのような状況となっております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第80号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第80号は可決いたしました。

◎議案第81号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(溝部幸基)

日程第18 議案第81号 令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長(小鹿浩二)

それでは、別冊6の81ページをお願いいたします。

議案第81号 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

令和4年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億466万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,518万8千円とする。

令和5年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、事務費や保険給付費などの実績見込による減額となっております。

それでは、歳出の主な内容について説明いたしますので、95ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費36万4千円の減額は、主に共同電算委託料の20万円の減額で、実績見込によるものでございます。

97ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目療養給付費9,600万円、同じく2目療養費88万1千円、下段の2項1目高額療養費519万4千円の減額については、いずれも実績見込によるものでございます。

98ページをお願いいたします。

下段の、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費93万6千円の減額は、健康診断委託料の実績見込によるものでございます。

100ページをお願いいたします。

6款諸支出金、1項5目特別調整交付金、新型コロナウイルス関係償還金233万円の追加ですが、令和2年度分のコロナ減免に係る道負担金の超過交付に係る返還金の確定により、令和4年度で返還するものであります。

101ページをお願いいたします。

7款基金積立金、1項1目事業基金積立金233万円の減額は、先ほど説明しました調整交付金の返還分が追加となったことから、同額を基金積立金から減額し対応するものであります。

次に、歳入を説明いたしますので91ページにお戻りください。

3款道支出金、1項1目保険給付費等負担金9,995万円の減額は、主に保険給付費等普通交付金1億263万5千円の減額で、歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

また、保険給付費等特別交付金として道繰入金2号分176万6千円などが追加・交付となるものであります。

下段の、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金471万8千円の減額は、保険基盤安定繰入金等の確定に伴うものでございます。

以上で、令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第81号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第81号は可決いたしました。

◎議案第82号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第82号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊6をご用意いたします。

103ページをお願いいたします。

議案第82号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,522万2千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,325万6千円とする。

令和5年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、実績見込みによる介護サービス費及び地域支援事業費の減額と、財源の調整を行うものです。

それでは、歳出から説明をいたしますので118ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目介護サービス等給付費1,500万円の減額は、給付費の実績見込によるものでございます。

120ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費300万円の減額につきましても実績見込みによるものです。

下段の、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金296万8千円の追加は、決算見込みにより積立金を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、113ページへお戻りください。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金262万1千円の減額は、歳出の保険給付費の減額によるものでございます。

2項1目調整交付金472万6千円の減額は、実績確定によるものでございます。

2目地域支援事業交付金75万1千円の減額は、歳出の地域支援事業費の減額によるものでございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金404万6千円、及び2目地域支援事業支援交付金81万円の減額につきましても、歳出の保険給付費、地域支援事業費の減額に伴うものでございます。

114ページをお願いいたします。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金224万8千円と、次の段の、2項道補助金1目地域支援事業交付金37万6千円の減額についても、国庫支出金と同じく歳出の減に伴うものでございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金187万3千円の減額は、歳出の保険給付費の減額に伴うものでございます。

3目その他繰入金177万円の追加は、保険料と財源繰り替えによるものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金83万5千円の追加は、保険料の軽減対象者の確定に伴うものでございます。

以上で、議案第82号 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第82号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第82号は可決いたしました。

◎議案第83号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第20 議案第83号 令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、同じく別冊6の123ページをお願いいたします。

議案第83号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,279万2千円とする。

令和5年3月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容は、令和4年度保険基盤安定負担金の確定及び事務費負担金の精査に伴う後期高齢者医療広域連合の納付金の調整でございます。

それでは、歳出について説明いたしますので、137ページをお願いいたします。

下段の、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に115万円の減額でございます。

令和4年度保険基盤安定負担金及び事務費負担金などの精査に伴い減額するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので133ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目も同様に85万7千円の追加は、保険料の実績見込みによるものでございます。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金で59万6千円、2目保険基盤安定繰入金152万5千円の減額は、歳出の精査に伴うものでございます。

以上で、議案第83号 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第83号は可決いたしました。

◎議案第84号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第21 議案第84号 令和4年度浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、別冊6の139ページをお開き願います。

議案第84号 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ632万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,544万6千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

令和5年3月8日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、事業費の確定及び決算見込による歳入歳出予算の減額となっております。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、142ページをお開き願います。

第2表、地方債補正の変更については、下水道事業債の補正前限度額2,320万円を2,060万円に、過疎対策事業債の補正前限度額1,340万円を1,100万円にと、それぞれ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

それでは、予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので153ページをお開き願います。

1款浄化槽整備事業費、1項1目浄化槽施設管理費183万円の減となっております。減額の内容につきましては、法定検査手数料が12万8千円の減、浄化槽保守点検清掃委託料が170万2千円の減となっております。

次に、2項1目浄化槽整備推進事業費で449万6千円の減となっております。減額の内容につきましては、浄化槽設置工事費が317万5千円の減、水洗化改造工事費補助金が120万円の減、浄化槽整備資金利子補給金が12万1千円の減となっております。

次に歳入を説明いたしますので、149ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項1目浄化槽整備事業費分担金で6万2千円の減額となっております。

次に、2款使用量及び手数料、1項1目浄化槽使用料で3万3千円の減額。

次に、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で123万1千円の減額となっております。

次に、5款町債、1項1目下水道債で500万円の減額となっております。

以上で、議案第84号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第84号は可決いたしました。

◎議案第85号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（溝部幸基）

日程第22 議案第85号 令和4年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは同じく別冊6の155ページをお願いいたします。

議案第85号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）。

令和4年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,043万9千円とする。

令和5年3月8日提出、福島町長。

それでは、歳出から説明いたしますので、169ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費で60万4千円の減額でございます。人件費の共済費と旅費の実績見込による減額と、電気料の高騰に伴う光熱水費36万円の追加、除排雪業務委託料15万円の追加は実績見込によるものとなっております。

下段の、2款診療事業費、1項1目診療費12万7千円の追加は、医療廃棄物処理手数料5万円、機械・器具等借上料20万円の実績見込による追加となっております。

なお、人件費の補正に伴い171ページから172ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入を説明いたしますので、165ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入105万6千円、2目社会保険診療報酬収入186万円、3目後期高齢者医療診療報酬収入240万円の減額は、実績見込によるものでございます。

2項1目使用料及び手数料687万7千円の追加は、予防接種手数料679万7千円の追加で、新型コロナウイルス接種手数料が主なものとなっております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金194万8千円の減額は、診療報酬及び手数料の補正に伴い財源を調整するものでございます。

以上で、議案第85号 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第85号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第85号は可決いたしました。

◎議案第86号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第23 議案第86号 令和4年度水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

別冊6、173ページをお開きください。

議案第86号 令和4年度福島町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度福島町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

主要な建設改良事業。

配水管整備事業9,300万円を7,540万1千円とする。

メーター改良事業1,090万5千円を879万9千円とする。

施設整備事業3,324万円を3,010万7千円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額391万6千円の減、計1億744万5千円。

第1項営業収益、補正予定額146万円の減、計8,944万9千円。

第2項営業外収益、補正予定額245万6千円の減、計1,799万6千円。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額223万5千円の減、計9,602万6千円。

第1項営業費用、補正予定額223万5千円の減、計9,432万6千円。

第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,456万5千円を、2,218万7千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,250万5千円を1,039万9千円、過年度分損益勘定留保資金1,206万円を1,178万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページでございます。

収入、第1款資本的収入、補正予定額2,080万円の減、計1億540万円。

第1項企業債、補正予定額2,080万円の減、計1億540万円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額2,317万8千円の減、計1億2,758万7千円。

第1項建設改良費、補正予定額2,317万8千円の減、計1億1,438万7千円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

老朽配水管更新事業、変更前9,300万円、変更後7,530万円。浄水場施設整備更新事業、変更前3,320万円、変更後3,010万円。

第6条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額59万8千円、計1,618万6千円。

令和5年3月8日提出、福島町長。

内容については181ページで説明いたします。

補正予算実施計画説明書でございます。

このたびの補正は、全て実績に伴う増減となっております。

主なもののみ、説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款水道事業収益、1項営業収益1目給水収益、補正額142万2千円の減、計8,870万8千円。

2項営業外収益4目消費税、補正額252万2千円の減、計430万円。消費税及び地方消費税還付額でございます。

次のページでございます。

収益的収入及び支出の支出。

1款水道事業費用、1項営業費用1目原水及び浄水費、補正額93万3千円の減で、計1,048万1千円、委託料で25万7千円の減、内訳は取水口清掃委託業務でございます。

次に、手数料58万7千円の減は、水質検査手数料及び汲取手数料でございます。

次に、2目配水及び給水費、補正額39万8千円の増、計2,428万7千円、手当等で84万7千円の増、内訳は勤勉手当、時間外勤務手当でございます。

次に、法定福利費24万1千円の減、内訳は共済組合負担金例月分、共済組合負担金手当、共済組合追加費用負担金でございます。

次に、旅費20万円の減は、普通旅費でございます。

4目総係費、補正額63万5千円の減、計762万5千円、委託料で57万5千円の減は、水道メーター検針委託料、水道料金徴収委託料、水道施設台帳更新委託業務でございます。

5目減価償却費、補正額100万円の減、計4,917万円、有形固定資産減価償却費でございます。

次のページです。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債1目企業債で、補正額2,080万円の減、計1億540万円、これは工事の実績に伴いまして、それに伴う企業債の減でございます。

次のページでございます。

資本的収入及び支出の支出。

1款資本的支出、1項建設改良費1目配水管整備費、補正額1,759万9千円の減、計7,540万1千円、委託料で32万5千円の減、内訳は白符地区配水管取替工事設計委託業務でございます。

次に、工事請負費1,727万4千円の減、内訳は吉野地区配水管取替工事及び白符地区配水管取替工事でございます。

2目メーター改良費、補正額210万6千円の減、計879万9千円、材料費で150万6千円の減は、メーター器購入費でメーター改良の実績に伴うものでございます。工事請負費についても60万円の減は同様でございます。

次に、3目メーター購入費、補正額34万円の減、計8万円、材料費で新設メーター器購入費でございます。

4目施設整備費、補正額313万3千円の減、計3,010万7千円、工事請負費で310万円の減で、内訳が美山浄水場ろ過水量調整機更新工事となっております。

以上で、議案第86号の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第86号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第86号は可決いたしました。

◎発委第9号 福島町議会個人情報保護条例

○議長（溝部幸基）

日程第24 発委第9号 福島町議会個人情報保護条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

議会提出議案と議会提出議案説明資料のご用意をお願いいたします。まず、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第9号 福島町議会個人情報保護条例。

福島町議会個人情報保護条例を次のように定める。

令和5年3月8日提出、福島町議会運営委員会委員長。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。

1、制定の理由。

国の個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされたことから、これまでと同様に議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じることがないようにするため、議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

2、条例の内容等。

この条例は6章57条と附則で構成され、新個人情報保護法との整合性を図るため、法の「第5章 行政機関等の義務等」各条の規定にほぼ対応する形で作成しておりますが、この条例の対象となる議会における個人情報は、議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が保有する個人情報は対象としていません。

次に、条例の構成として、（1）第1章、総則では①条例の目的から③議会の責務までを規定しています。（2）第2章、個人情報等の取扱いでは、①個人情報の保有の制限等から⑩匿名加工情報の取扱い義

務までを規定しています。

(3) 第3章、個人情報ファイルでは、個人情報ファイル簿の作成・公表について規定しています。

(4) 第4章、開示、訂正、利用停止等では、①開示請求権から③第3者からの審査請求を棄却する場合等における手続き等について規定しています。

(5) 第5章、雑則では、①適用除外から⑤委任までを規定しています。

(6) 第6章、罰則では、個人情報の取扱いに関する罰則についてアからオまで規定しています。

3、施行期日。

この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

4、施行規定（案）について、以下5ページから11ページまで条例施行規定（案）を掲載しておりますので、審議の参考にして頂きたいと思います。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第9号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎日 程 の 順 序 変 更

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第25については、午後6時からの夜間議会において一般質問を行いますので、日程の順序を変更し、日程第26 議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第26 議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

- ◎議案第 6 8 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
- ◎議案第 5 9 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- ◎議案第 6 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ◎議案第 6 2 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- ◎議案第 6 3 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- ◎議案第 6 7 号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ◎議案第 7 9 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
- ◎議案第 7 2 号 令和 5 年度福島町一般会計予算
- ◎議案第 7 3 号 令和 5 年度福島町国民健康保険特別会計予算
- ◎議案第 7 4 号 令和 5 年度福島町介護保険特別会計予算
- ◎議案第 7 5 号 令和 5 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
- ◎議案第 7 6 号 令和 5 年度福島町浄化槽整備特別会計予算
- ◎議案第 7 7 号 令和 5 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
- ◎議案第 7 8 号 令和 5 年度福島町水道事業会計予算

○議長（溝部幸基）

- 日程第 2 6 議案第 6 8 号 第 5 次総合計画の変更。
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 議会議員・町長の選挙における選挙運動公費負担条例の一部改正。
- 日程第 2 8 議案第 6 1 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬・費用弁償条例の一部改正。
- 日程第 2 9 議案第 6 2 号 国民健康保険税条例の一部改正。
- 日程第 3 0 議案第 6 3 号 ふるさと応援基金条例の一部改正。
- 日程第 3 1 議案第 6 7 号 国民健康保険条例の一部改正。
- 日程第 3 2 議案第 7 9 号 財政調整基金の積立金処分。
- 日程第 3 3 議案第 7 2 号 令和 5 年度一般会計予算。
- 日程第 3 4 議案第 7 3 号 令和 5 年度国民健康保険特別会計予算。
- 日程第 3 5 議案第 7 4 号 令和 5 年度介護保険特別会計予算。
- 日程第 3 6 議案第 7 5 号 令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算。
- 日程第 3 7 議案第 7 6 号 令和 5 年度浄化槽整備特別会計予算。
- 日程第 3 8 議案第 7 7 号 令和 5 年度国民健康保険診療所特別会計予算。
- 日程第 3 9 議案第 7 8 号 令和 5 年度水道事業会計予算。

以上、14 件の案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました 14 件の案件につきましては、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております 14 件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づく検査権を本議

会より委任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時22分)

(再開 15時24分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に9番平野隆雄副議長、副委員長に5番川村明雄議員が互選された旨の報告がございました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 15時24分)

(再開 17時59分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

参画者の皆様には、議会にお出でいただき心から歓迎をいたします。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

今回の夜間議会についても、一人一問とし、二問目以降は明日9日に行う予定となっております。

質問時間・回数の制限を撤廃しておりますが、限られた時間のなかで質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく、簡潔明瞭に発言していただくようお願いを申し上げます。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第25 一般質問を行います。

一般質問は、5名の議員から提出されております。

佐藤議員からは二問提出されておりますが、本日の夜間議会では一問のみとし、残りの質問は明日9日の会議において行います。

通告順に従い進めてまいります。

最初に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、「がんなんかには負けない基本条例」から7年目の検証について。

町長に質問します。

町は、2016年4月に道南の自治体では初となるガン基本条例を施行し、これに合わせて、全てのガン検診を無料化し、2021年度から生活習慣病を見つける特定検診も無料化しております。受診率の伸び悩む現況の中でこれらの検診を促す手法で町民に寄り添う対応は有難い事だと思います。

しかし、2020年頃より新型コロナウイルス感染拡大の影響、あるいは万が一、検診で異常が見つかった場合の不安等から受診率の伸び悩みが有るのではないかと考えます。

また、受診される方が固定されて来ており、新規に受診される方が少なくなっている事からも、この基本条例に対する町民意識の改革が必要になってきていると思います。そこで数点質問させていただきます。

①2022年度のガン検診受診率は、どの様になっているのでしょうか。また、新規受診者の率は如何ほどになっているのでしょうか。

肺がん・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん等の動向をお聞かせください。

②基本条例制定から7年が経過しようとしています、この間の検証はされているのでしょうか。また、その検証を各年どのように反映させているのでしょうか。

③国の目標ライン50パーセントに対して、当町の受診率は低迷していると考えますが、2023年度の目標値設定とその方策について伺います。

④働き盛りの世代の方々に、受診に対する必要性和、異常が見つかった場合の仕事や生活に対してのメンタルヘルスケアも今後必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員の質問にお答えいたします。

1点目の令和4年度のがん検診の受診率は1月末時点で、胃がん18.3パーセント、肺がん31.7パーセント、大腸がん28.2パーセント、乳がん15.2パーセント、子宮がん18.8パーセントとなっております。また、受診者のうち新規受診者の割合は、胃がん32.9パーセント、肺がん18.4パーセント、大腸がん16.5パーセント、乳がん39.4パーセント、子宮がん30.6パーセントとなっております。

各検診の動向については、胃がん検診は概ね20パーセント前後で推移しており、肺がん（56.2パーセント）及び大腸がん（41.4パーセント）検診は昨年大幅に検診率が向上いたしましたが、今年はその反動を受けて平年並みの受診率となっております。また、乳がん及び子宮がん検診は、18から20パーセント前後で推移しております。

2点目の検証についてですが、毎年度、健康づくり推進員会議において状況を報告し、意見をいただく中で検証するとともに、必要に応じて改善を加え次年度へつなげております。また、健康フェスティバルなどの講習会を通じてがん検診の必要性などの啓発に努めております。

3点目の国の目標値50パーセントに対する町の目標値設定とその方策についてですが、町では、福島町健康づくり推進計画で掲げた目標を基本とし、令和4年度と同じく、胃・肺・大腸がんは20パーセント、子宮・乳がんは30パーセントを目指してまいります。受診勧奨においては、令和3年度から個別ハガキでの勧奨を実施するとともに、啓発として、来月には新たに作成した肺がんに関するチラシを配布するなど、町民ががん検診を受けてみようと思うようなわかりやすい啓発に努めてまいります。

また、令和5年度からは胃がん検診について、胃カメラ検査を従来の50歳から40歳に引き下げるなど、早い年齢からの受診機会を提供するなど早期検診・発見に努めてまいります。

4点目の検診受診の必要性については、町広報等での周知を引き続き実施しながら、異常が発見された方のケアについても、地元医療機関はもとより、専門的な医療機関及び北海道と連携を図るなどの対応をしてまいります。

私が町長に就任してすぐの平成27年12月に「福島町がんなんかに負けない基本条例」を制定し、8年目を迎えようとしております。

条例制定の趣旨は、一人ひとりの町民ががんには負けることなく、健康を維持することで、健康寿命の延伸と医療費の縮減を図り、一人ひとりの健康がまちを元気にする元気循環型社会を目指しているものです。

私が職員時代の平成20年に策定した「いきいき健康ふくしま21～健康横綱への挑戦プラン～」にはじまり、平成31年策定の「福島町健康づくり推進計画」に繋がっております。

まだまだ、がんなんかに負けない基本条例の理念に到達しておりませんが、引き続き、町内医療機関等と連携を図りながら町民一人ひとりが自分の健康を守るための、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

2022年度のがん受診率の人数は何人くらいいるのでしょうか。

男性が何人、女性が何人で合計何人でお答えをお願いします。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それぞれのがん検診で人数・受診率をお答えしますけども、乳がん・子宮がんについては当然女性のみですが、胃がん、肺がん、大腸がんについては男女別は集計しておりませんので、総計ということで、合計をお願いします。

まず、胃がん検診については受診者数が216人、肺がんが374人、大腸がんが357人、乳がんが104人、子宮がんが134人、合わせて延べ件数になりますけども1,185件受けております。

その内1,185件受けているんですけども、実際受けている方重複して受けていますけども、実際、町のがん検診を受けた方の実人数については662人ということになっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

差支えなければ2021年の合計も教えてほしいのですが。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

令和3年度になりますけども、胃がんが250

（「合計で結構です」という声あり）

合計ですか。失礼しました。ちょっと足してみますので少しお待ちください。

人数は今把握していないですけど、件数的には令和4年度は1,185件ということでしたが、令和3年度については1,733件になっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

これで乳がんと子宮がんの受診者が若干少ないような気がしていますけど、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

検診によって、受ける条件がちょっと違いますので、先ほども言いましたとおり、胃がん、肺がんについては、ある程度男女関係なく受けられます。年齢的なもの。女性であれば乳がん子宮がんも毎年受けられるという条件ではありませんので、多少そのところで受診率が低くなっているという状況でございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

新規受診者の胃がんとか肺がんとかのパーセントは出ていますけど、実際、新規受診者は何人くらい受診されているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

令和4年度でいきますと、胃がんが新規で71。

（「合計で」という声あり）

合計で281件になります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

最後になりますけど、当町は人口の減少も多くなっています。それで、2023年度の受診者の人数の目標は何人くらい予想しているのか、お聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今ちょっと数字的には捉まえをしてございませんで、後ほど報告をさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたとおり、今だいたい国の方は50パーセントを目標にしております。

ただ、私常々ですね議会の中でも申しているんですけども、がん検診の受診率が今我々が捉えているのは、実際、町のがん検診を受けた方の率で捉まえております。

ただ実際はですね、私はもう少し受診率が高いんだと思っています。各事業所で受ける方々、また色々な函館の方に行って個別に受ける方々もいらっしゃいますので、そういった方々が実数として捉まえきれないんですよね。だからある程度、国の予想50に対しては若干低い傾向があります。

ただ、私の「がんなんかには負けない基本条例」の目的としては、やはり自分の健康は自分で守るんだという意識をしっかりと町民の方々が持って、まずは昔と違ってがんは怖い病気から治る病気になりつつあります。部位によってはかなり危険な所もありますけども、胃がん、肺がん等であれば初期であれば相当治る機会が今は医療が発達していますので、増えてございますので、我々としては極力検診を受けて早期発見、早期治療に繋ぎつけるという形を取って行きたいと思っています。

なぜ受けないんだということのベスト3つぐらいを入れるとですね、なかなか時間がないというのがまず1つ。もう一つは医療的に負担が掛かると。そこについては我々無料にしていますので問題ないんですけども、3番目にはやはり、がんが見つかるのが怖いというのが3番目にあります。

これは本当に我々としてはそっちの方が怖いわけでありまして、やはり、しっかりと結果を怖がるのではなくて、結果をしっかりと受け止めて、早期治療をすることによってその人の命は長くなりますので、そのところを我々としてはやはり各全国の例を見ますと、やはり色々な手法によって広報一つ捉まえてもですね、受診率を上げている結果がありますので、先ほど答弁の中にも言いましたが、わかりやすい、極端にいくと素人が作ってもなかなか町民に訴える力がないんですけど、やはりプロの力を少し借りて、しっかりと分かりやすい広報をするだけでも3パーセント、5パーセントって上げた町もありますので、今年はそういったことを特に力を入れながらしっかりとやっていって、町民一人ひとりの命を守っていききたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項、千軒地区のデマンドバス運行についてであります。

千軒地区の実情を知っていただきたいと思っています。

現在の千軒地区は28軒で55人が住んでおり、60歳以上の方がほとんどです。その中で26人の方が免許所有者であります、免許返納をする事を考えている人が多くなりました。

この2・3年の間に5人の方が返納し不便な生活をしております。なぜなら千軒地区はバス停から離れ奥に入り込んでいる所に多くの方が住んでおります。足腰が弱くなっている高齢者が歩くには大変不便を感じております。

以前より私が定例会において、デマンドバス運行に対して質問した際、路線バスが通っているからとの理由で却下されましたが、現在はその時とは全く現状が変わり、地域の方から不便でどうしようもないから何とかしてほしいと要望がありました。

優しい福祉のまちづくりの為、千軒地区にも平等な政策をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

町では、少子高齢化が進展する中で高齢者等の移動手段の確保や、地域において必要な交通サービスを確保することを目的に、福島町地域公共交通活性化協議会において、様々な関係者の意見をいただき、令和4年度に「福島町地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通体系の維持・確保を図ってきたところであります。

計画を策定する際には、公共交通に関するニーズや課題を把握する目的で、町民に対するアンケート調査を実施しております。

特に、これまでもデマンドバスの運行に対する要望が強かった千軒地区においては、全世帯を対象にした調査を実施しております。

アンケート調査においては、デマンドバス運行当初時に比べ、千軒地区の住民からデマンド型交通導入の要望が高くなっております。

こうしたことから地域公共交通活性化協議会において、「千軒地区における新たな公共交通の導入に向けた検討」を施策として計画に位置づけ、デマンド型交通を含めた新たな公共交通の導入に向け地域の実情に合った対策について、令和5年度から検討を進め地域の要望に応えられるよう努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

ご答弁ありがとうございます。

千軒地区でのデマンドバス運行のアンケート調査においても、デマンドバス運行導入の要望が多かったということでした。地域公共交通活性化協議会においても千軒地区における新たな公共交通の導入に向けて検討するとのことでもあります。

福島広報3月号の6ページから7ページに福島町の交通だよりに記載しておりますが、この計画はあくまでも令和4年から令和8年までの5年間であります。この取り組みの中で地域における交通サービスの維持で、1番から5番まで色々計画がされておりますが、5番目に千軒地区における公共交通の導入に向けた検討とあります。私は検討ではなく、町長から、いつからやっていただけるか、はっきりした答弁をいただきたいと思います。

また、2月9日から行いました町民と議員の懇談会においても千軒地区からデイサービス、デマンドバス運行について要望がありました。議会からは、担当課の方にこれを伝えております。そういうなかで、町長には先ほども、いつからやるかということで答弁しましたが、はっきりと答弁をいただきたいと思います。私は、検討する、検討するという言葉があまりにも残念であります。

今までも検討するという事で待っておりまして、最終的に検討した結果、駄目であったと。そういうことが多々ありますので、一つ今一度、この町長から良いご答弁をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変、千軒地区の要望の強さを佐藤議員を通じて感じてございます。

従来からお話ししておりましたとおり、このデマンドバスについては、基本的に基幹交通を補完する形でデマンドバスを運営するという形で、制度そのものが国の制度の中で我々も泳がせていただいておりますので、そういった制約もあることはまずご理解をいただきたいなと思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、デマンドバスが走り始めた頃と千軒地区の状況がまさにガラッと変わっている状況にありますし、また、デマンドバスを欲している方々も多くなっているというのは我々もアンケートの状況を見させていただいて捉まえておりますので、そのところは協議会の中で私の方からも千軒地区に何とかバスを走らせたいので、皆さんの知恵をいただきながら計画に組み組んでくださいということで、今回その公僕として千軒地区の検討を入らせていただきました。

ただやはり、いきなりですね、じゃあどういった形でバスを走らせるんだということを検討もしないで走らせるということになると、色々運輸局の許可の関係もありますし、色んな形で制約がありますので、我々としては先ずしっかりとR5年度に実証実験って言いますか、例えば、今のような形でデマンドバス

を千軒まで運ぶことがいいのかどうか。ただ、これについてはですね、やはり今委託している山崎さんも人的制約、物的制約があって、果たしてそれが可能かどうかもう少し検証してみなきゃならないのかな。

あともう一つは、福祉タクシーみたいな形で必要に応じて山崎さんのタクシーを走らせていただく。これも当然、山崎さんに頼るしかないわけでありまして、そういった二通りが今、我々事務方の中では考えられるのかなと思っていますので、まずはしっかりとR5年度に実証実験をやらせていただいたなかで、出来ればR6年度からしっかり対応できるような形を取らせていただきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

今、実証実験ということで今年度はやるということであります。来年度に向けてははっきりとしたそれが分かるということでもあります。町長はこの協議会の確か15名で構成している中のトップであります。その町長が一番代表で頑張れる立場でありますので、一つこの協議会のなかで是非ともデマンドバスもしくは他の交通手段を取っていただけるような、そういうこともまた期待しております。

デマンドバスのハードルが高過ぎて、私だって、地域の人も町民もそうだと思います。中身があまり分かりません。ただ、デマンドバス1本で協議しているようなそういうことしか分かりませんので、一つ、おそらく今回の福島広報を見て、やはりこういう事もこの協議会でやっているなどという我々も分からない点がいっぱいありました。

そういうことで、この協議会の組織というか、そういう中身もわかりました。そういうなかで、この運行を始めてから私も色々質問したことがありまして、ただ、路線バスが走っているから駄目だということに通してきたんだけど、やはり、三岳から松浦までもやはり函館バスが走っております。そういうなかで、千軒だけが何故、路線バスにこだわって却下されるということも全く不公平だということが地域の人から多くそういう声がありました。

どうか、先ほど今、おそらくはっきりだと思う。今年は試験運行、来年度からどういう形になるか、ハイヤーになるかデマンドバスになるかということで町長のご答弁をいただきましたので、それを信用しまして帰りましたら地域の皆さんにそう伝えておきます。

私は今回のデマンドバスの件については、おそらく千軒の方も今待っていると思います。良い返事を。

そういうことで、今日ある程度、ある程度ですよ、良い返事がもらえたので、それを信じて答弁を終わりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先ほども言いましたとおり、制度自体がやはり基幹路線と言いますか、うちは基幹路線が今、函バスさんが木古内から松前まで走っているわけでありまして、それを補完する形でバスを運行する分については許可が下りるという形でありますので、私も当初、そうは言ったって国道沿いの所はみんな函バスが走るわけだから、じゃあどう走るんだということの疑問に思ったことも確かではあります。

ただ、色々と国の方の協議なりそういった中では、なかなか千軒地区は一本道路の中で厳しいですねという形でこれまできた経緯がありますので、そこについては本当にご迷惑をかけたのかなという気がします。ただ、今、ここに至っては函バスさんもなかなか今この4月から行政報告にありますとおり、減便をし始めたりしていますので、そういったなかでやはり町独自の補完的な交通体系というのは必要なのかなという気がしていますし、トップは私ではありますけれども独善的にはできませんけれども、ただ私、常々会議の中でも千軒の方々の思いは伝えて、その場所には運輸局等も来ていますので、そういった方々にも是非このところは実現したいんだという話しをして、ある程度理解を今いただいていますので、まずはしっかり今年1年検証をして、その中で交通手段として何がいいのか。

先ほど言いましたとおり、選択肢もかなりやはり限られていますので、今はデマンドバスもこれ以上じゃあ範囲を広げられるかというのも業者さんとの協議も詰めて行かなければ、函バスさんと同じでやはり人的制約がありますので、山崎さんについてはスクールバスから温泉バスから色々こう我々も委託している中で、デマンドバスもお願いしているという経緯がありますので、そのなかでデマンドバスがしっかり

運行できるのであれば、デマンドバスを選択すると。

それが万が一、選択肢としてなかなか厳しいということであれば、小型のタクシーであれば多分小回りが利く形にはなるし、人的制約もそんなに大きくないのかなという気がしていますので、そういった形の2方向で、まずしっかり検討させていただいて、はっきりと令和6年には千軒の方々が安心していただくような対応をして行きたいなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従い一般質問を申し上げます。

福島高校の魅力ある対策の一考について。

令和5年度の福島高校の入学者は現在のところ9人であります。来年も10人に到達しないと高校の存続対策は不能ということになります。

現状の高校存続視点は10人の入学者確保に奔走しなければなりません、令和6年度以降は町外からの生徒も7割以上確保しなければならないと思います。

将来とも存続は困難という危機感がある中、現況の対策のままでは来年以降も綱渡りの実態は変わらないものと推察します。

福島町は魅力ある高校を目指し存続を選択しました。

しかしながら魅力にあふれる高校の実現は一朝一夕にはできるものではありません。町内の生徒は漸減する中で、町外からの応募の増加に期待していくことになりますが、遠方から当校に進学してもらうためには、あくまでも生徒の卒業後の夢を叶えてあげれる対策が必要であると思います。

生徒の視点は卒業後の未来の自分の人生を築き上げるための勉学や資格取得と生活の確保であると思います。卒業後の支援にも視点を置くことで当校を選択する大きな要因になるものと思います。

他町になり魅力的な対策が生徒の心をつかむことになり、将来に不安なく勉学や生活が可能であることが何よりも重要であります。

夢を叶えてくれる対策があって、初めて魅力ある高校生活になるものと思います。まずは生徒の将来目標を聞き取ってほしいと思います。

卒業生の状況を見ますと、今年は専門学校進学が2人とのことであります。昨年は11人の卒業生全員が就職であり進学はありませんでした。

当校の存続、廃校は現在、1人か2人で決まる状況です。当校卒業生で就職する生徒の中でも、経済が許せば専門学校などに進学し自分の未来を確かなものにしたいと思っている生徒も少なくないと思います。

現在の存続対策を確かなものにするためにも、『福島高校から大学、短大、専門学校を目指してみませんか！』という対策を加えてほしいと思います。

本事業を実現するためにも、仮称「福島商業高校卒業生進学支援基金」と給付型奨学資金の対応を提案いたします。入学金や授業料に充て得る支援です。

町長、教育長に質問いたします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

川村議員のご質問にお答えいたします。

現在のところ福島商業高校に出願している生徒は、ご指摘の通り9名であり、初の全国募集により、東京都から3名、熊本県から1名、計4名の道外入学者を予定しているところであります。

入学の動機を聞くと、現在の人間関係を変化させたいという思いと、福島商業高校で学ぶ商業やICT教育に魅力を感じていただいたこと、そして青少年交流センターの快適な住環境に好印象を持ったことを挙げております。

入学しようとする生徒は、その高校でどんなことが学べるか、どのように成長できるかなど、進学する

高校の魅力を選択の基準にしているものと考えております。

今回10名に届かなかったことは、大変残念な結果ではありますが、次年度につながるものであると信じており、令和5年度は最大限努力していかねばなりません。

川村議員からはこれまでも給付型の奨学資金をというご提案をいただいておりますが、進学の実支援として引き続き無利子の福島町奨学資金等により対応させていただき、中学生の皆さんが進学したいと思うような教育課程や、生活環境の魅力向上に重点的に予算を配分し、生徒の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の基金創設や給付型奨学資金については、現行も様々な奨学金制度がありますので、まずそれらを活用していくことが第一と考えております。

また、国では今後、異次元の子育て対策を目指しておりますので、国会での議論等を踏まえ、国の動向に注視しながら必要に応じた適切な対応に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

教育長、町長から答弁いただきましたけども、教育長は大変去年までの間、随分ご苦労されてPRしまして、そして東京、札幌色々走り回ったというなかで、よくぞ遠い遠方から福島町に来てくれる子どもがいるということが一つの成功だったんだろうという風に解釈しております。

しかしながら、道教委は10人を切るともう駄目だよということですから、私、非常に気になるのは来年、今年度の卒業生からずっと10人以内になってしまうと。来年はもっと今までより厳しい状況の人数になると卒業生が。

そういうなかで、存続をさせるということは非常に困難な事案ばかりだという風に見るわけですね。私も確証という意味ではなかなか言えませんでもね。絶対大丈夫ですということも教育長にあっても町長にあってもそれは難しいことだろうという風に思いますけども、そういうなかで少しでも魅力あるものがあるのであれば加えて行きたいという風に思うわけですね。

再来年の卒業生はいくらか多いようですけども、来年は一番今までで少ない人数、再来年も10人台であることには間違いありませんけれども、そういう状況のなかで、この10人以上の高校生を作るということは大変な状況だろうと思います。

何回答弁を聞いても新しい答弁ということはなかなか難しいと思いますから、私の方が長くなってしまうかもしれませんが、どうしても、やはり私は子ども達の未来に光を当てる様な、そういう聞き出し方と言いますか、そっちの方向に持って行くというのがおかしいんですけども、やはり、未来に向けた子どもの意見を取り上げて行きたいなという風に思いますね。

そういう意味で専門学校どうですか、行きませんかとか、短大どうですか、あなたの夢はどういうのがありますかという聞き出して、そして、より懇談する。そして、その子供の未来の行くてをきちっと作ってもらう。その先に福島高校への進学とその後のそれ以上のまた進学もあるという風に思うんです。

テレビで大間のマグロ漁師の話が映像になってありました。子供さんがしょっぱい川を渡って向かいの市まで看護師を目指して学校へ行くと。ただ、奨学金だけではなかなかそれを今非常に授業料の入学金も各種学校どんな学校にあっても非常に大きい額を使用すると。必要になるということなものですから、やはりそれなりにも光が当てられるような形にしていけないと、なかなか困難な面が経済的な困難な面があるんだなという風に考えるわけでございます。あまり長くなりますとあれですから、ここで一つ、また夢を聞かせてほしいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ご質問ありがとうございます。

現状を申し上げますと、進学を志す多くの生徒は、やはり函館市内の高校を目指していく状況にあるわけです。福島商業高校で言いますと先生が少ないので、進学も就職もという指導はなかなか難しいんですけども、ですけども数年来に亘って公務員看護学校に進むための講座を開設しておりまして、先ほど2名の専門学校生というお話がありましたけど、一人はパソコンのデジタル系の専門学校、一人は看護系の専門学校に進学するんですけども、この看護学校の進学の支援というか看護学校講座によって、そのお子さんはその専門学校に進学を志したものという風に思っておりまして、我々もこの取り組みの支援で、支援させていただいているということで、まずはご理解いただきたいなと思っています。

さらには、道教委は今、こういう地方の先生が少ない学校に対して、T-baseと言って遠隔授業を札幌から配信しております。

つまり、先だって昨日一昨日、私、2年生の英語の授業を見てきたんですけど、10人いるお子さんが3人は札幌からのちょっとレベルの高いT-baseという遠隔授業を聞いて、7人は福島商業高校にいる英語の先生でちょっとレベルの低いというか基礎的な内容を勉強したりしているということで、進学にあたってはそういう形で道教委の方も進学のお子さん希望するお子さんに対しては、ちゃんとそういう専門的な教育をしましょうという風なことを過疎地域の高校に対して行っているわけなんです。

そういうことで、就職・進学もですね、経済学部系の大学に進学、小樽商大ですとか北海学園ですとか、そういう経済学部系の学校にも進学している実績もございますし、我々としてはT-baseとか公務員看護講座とかも使いながらそういう支援もさせていただきながら、何とか進学にも繋げていきたいと思っています。

この一つですね、多額の現金給付となる奨学金になるわけです。給付型になるわけです。

今、私立学校に入学しようとする、学費も何か考えると2、300万は多分掛かると思うんですね。それをお子さんに現金給付となる奨学資金はですね、町外に通う町民の子弟に対する公平性や、必ずしも我々こう来て、そういう希望で来ていただいても、その進学先を保障できるものではないということと、将来的な現金給付を約束することになることとか、その今の高校の魅力化の制度設計上においては非常に困難なものがあると思っています。

先ほど町長が答弁したように、経済的な大変な世帯には人口3千人あまりの福島町だけの問題じゃなくて、日本国全体が経済的な困窮の子弟に対する進学については考えていくべき問題であると思いますので、我々としても国や北海道の方に対して給付型の奨学金を創設するように働きかけてまいりたいと考えているところです。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

先ず教育長が言うように、進学する子供さん方は当然、函館の方が第一次に考えるというのは十分知っているとおりでございますけれどもね、その後、当校から福島商業高校からも色々、小樽商大の夜間部だけでも、そういう公立等に入っているという事実も札幌市内の私立にも入っているという事実は当然公表のとおりでございますけれども、やはり、私質問しながらもジレンマを感じるわけですけども、前にも私、もし、この対策を続けるということであれば、なりふり構わない対策、一人でも多く入るような恰好にして存続する。そのためにはやはり、公平でないのかもしれませんが、進学したいという子供がいれば各種学校、専門学校に行きたいという人がいれば、給付型の奨学金を使うというような制度にして欲しいという様な事は言っていました。

やはりこれらをやらないと、やれば存続するんだけど、やらなければ残念また1名足りませんでしたというそういう時代にも遭遇する年度、これから卒業する子供の数を見れば中学校の、絶対そういうような時期が来る。他からの他所からの子供達だけで100パーセント見てればいいんですけどもね、それは誰も保障できないですからね。であれば、やはり、「いいなあ、やってみたい、やるべきだ」という、やってみようという施策があれば、それを汲んで欲しいなという風に思うんです。

それからですね、福島町にもこれは全国的なあれですけども、保健師だとか看護師の修学資金条例ありますね。学校入って戻って来て3年間勤めると返さなくてもいいよという、こういう今福島町にある条例、しばらく該当者がいなかったんでないかと思うんですけどね、何年くらい前までいたのかそれは分からないければ分からないでいいですけども、こういう制度もありますよという面談の時お知らせをして、そして、

子供の教育に、あるいは育児に加担していただくというような恰好に持って行く。そういうことも必要ではないかなと思うんですね。

月2万円あるいは3万円だけが月額が奨学金というだけでなく、こういう制度もPRしながらやってほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

福祉課でやっている奨学金については、あとで福祉課の方からお答えすると思います。

まずもって、今年の高校の魅力化に係る予算なんですけども、歳出、令和4年度は2,100万円、高校魅力化で予算計上させていただいたんですけども、本年度令和5年度は約倍増となる3,900万円の予算を計上させていただいているところです。

地域おこし協力隊の人件費もさらに足すと、完全に昨年の倍は予算を掛けて来年度、背水の陣で臨みたいと先ほど執行方針で申し上げましたけども、今議会に提案させていただいているところでございます。

この主な要因は青少年交流センターの運営費と、あと5年度新規にドローンの資格が今国家資格になったんですけど、ドローンの資格を取ってもらうとか、あと、今プログラミング教育を小中学生やっているんですけど大変好評でございまして、高校でもプログラミングをもっと高度なプログラミングをやるとか、そういうICTの充実が今福島商業高校の魅力化に繋がるものと思っております。

やはり、本州から来ていただくそういうお子さんに聞いてもですね、やはりそういうところが魅力なんだという風な回答でございました。

そういうことで我々としては、多額の予算、内閣府のデジタル田園都市とか推進交付金もいただいているんですけども、多額の予算を使わせていただいているものですから、町外から人口と言いますか、高校生来てもらって、何とか10名以上確保して高校存続、魅力化という部分で取り組んでまいりたいという風に考えているところです。

福祉の方の保健師さんになるとか、町外で看護師さんになるとかって無償で何年か働くと無償というのは確かに我々としても今後PRしてまいりたいなと思っておりますので、パンフレットなんかにも書きながらPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

これまでの対策で教育長のあちこちで活躍して、思いも形になってきつつあるのかなという風に思っております。

是非とも、その魅力ある現在対策を練っている各施策、これがより魅力あるものが発揮されるような恰好で頑張ってほしいとしか言いようがないんですけども、ただ、高校生が卒業した後は知らないよという恰好にならないような、その後も続く、連動して行くというそういう恰好にですね、その子供の一生を、例えば夢をつなぐという様なそういう形のものにしていけるような恰好にしないと、「やー卒業した後どうなるんだろう心配だ」というやっぱりやめとくわという様なことになったら、絶対マイナスになっちゃいますんで、これから何年続くかは分かりませんが、この存続対策が本当に実を結んで、どんどん理解されていくというような恰好で卒業した後の形も十分面談で聴いて対応して、お話を聞いたうえでどういう体制がさらに必要なのか考えてほしいという風に思います。以上です。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今年の卒業生で凄く心温まる話がございまして、町外から来ていただいた生徒なんですけど、その子は中学校で不登校だったんですけども、福島商業高校に来て生徒会長をやって、福島で毎日通ってもらってですね、福島商業高校凄く良かったと。

それで、なんと福島のある企業に就職してくれたんです。つまり、町外の子供だったんだけど福島に凄く世話になったということで福島町に就職してくれると。僕らとしてはそういうお子さん、地域に愛着持って福島のために頑張りたいんだというお子さんをどんどん育てて行くのが我々の役目かな。

それが、全国から来てもらう生徒さんにも通ずるものがあるのかなという風なことを考えております。そういうわけで、そういうお子さんをどんどん増やせるように高校とも十分連携しながら努力してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

暫時休憩いたします。

（休憩 18時54分）

（再開 19時03分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

通告に従いまして、朗読させていただきます。

防災の道の駅の必要性和それに伴う道路対策について。

松前半島道路（高規格道路）建設においては、現在第一優先として防災道路（防災対策）という観点で鳴海町長と松前石山町長が要請活動を展開しています。

令和3年6月の乙部町で起きたような岩盤崩落事故が松浦・白神間で起こった場合、簡単に迂回する道路はなく2町を結ぶ住民生活に大きな支障がでます。

確かに要請活動も必要なことですが予算が付くかどうかは不透明であり、私は他のブラッシュアップも必要ではないかと考えています。

それは北海道開発局が策定する新広域道路交通計画に沿った「広域的な防災機能を担う道の駅」を整備し、その防災拠点に対しての道路整備要請を行っていく方法です。

渡島総合振興局管内には広域的な防災機能を担う道の駅はまだなく、青函トンネル内での事故や松浦・白神間の通行止めなど有事の際には防災の道の駅が避難場所や災害対策拠点となります。

現に函館から厚沢部の道の駅（広域的な防災機能を担う道の駅）に通じる国道227号線では令和5年度に渡島中山防災道路として1.4キロの新しいトンネルが開通予定であり、開発局としてもその道の駅に通じる道路整備を無視できない状況になると考えられます。

さらに国土交通省が指定する「防災の道の駅」に選定されればそれ以上の必要性を訴えることも可能と考えられます。

国道228号線の価値を上げるべく「広域的な防災機能を担う道の駅」を整備して、当町の道路政策の必要性を訴えていける大きな要因になると思うのですが、見解を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えします。

国道228号松前町白神地区・福島町松浦地区間の防災対策については、石山松前町長と昨年11月及び本年1月に、財務省及び国土交通省に対し早期の事業化に向けた要望活動を行ってまいりました。

要望につきましては、各省の担当者に通行止めが発生した場合の窮迫する地域の実態を訴えるとともに、一刻も早い事業への着手について理解を求めたところであります。

現在、函館開発建設部により、事業化検討の一環として、自治体、消防本部、医療関係者及び産業団体等に対し、地域での改善すべき課題及び国道228号の課題に対する意見聴取を実施しております。

この様な状況は、これまでにはなかったことから、事業化に向けて大きく前進していると受け止めております。

国土交通省は「道の駅」に防災や生活拠点の機能を加える「第3ステージ」の取り組みを加速すること

としており、今後整備される「道の駅」については、こうした機能が充実したものとなってきます。

当町の新たな「道の駅」構想は、若い方々の意見をいただきその意見に基づき作業を進める計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や、福島商業高校存続対策、総合的な種苗センター建設及び新たな吉岡温泉建設など喫緊の大型事業を優先することで、一時中断している状況にあります。

なお、新たな「道の駅」の建設にあたっては、子育て応援施設や外国人観光案内所などの福祉、観光等に関する機能や広域的な復旧・復興活動の拠点としての防災機能を強化することにより、地方創生を推進する施設として必要なものであると考えております。

これまでの要望活動とは異なった視点で、防災機能を有する道の駅を整備し、その防災拠点に繋がる道路整備を要望する方法とのことでありますが、白神地区・松浦地区間については、海岸線で急崖な地形が連続した斜面に災害の危険性を有する箇所が多数存在し、落石等による通行止めが頻発している状況にあることから、一日も早い事業化で地域住民の安全で安心な暮らしを確保する必要があります。

こうしたことから、まずは、防災道路の事業化を最優先し、「道の駅」の整備については、防災道路と切り離して検討を進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

この防災道路ですけれども何十億円も掛かるような規模になるのではないかなと、そんな風に思っております。そんな高額な道路予算を、田舎の比較的交通量の少ない道路にどういう風に持ってくるのかというのは本当に町長も大変な思いで陳情要請活動しているんだなと思っております。

渡島中山防災道路1. 4キロのトンネルなんですけれども、わずか1. 4キロでも60億円という莫大なお金が掛かります。現時点でどれくらいの予算が仮に防災道路として行う場合に掛かるかは分かりませんが、町長の答弁で道の駅と防災道路等々の政策に対して切り離して今回は考えて行きたいということなんですけれども、私は再質問という形で切り離さない方が好いのではないかとということで、もう一度伺いたいなと思っております。

言い方を変えますと、今後、道の駅の整備をするのであれば、国交省の道の駅ビジョンに合う道の駅の整備というのにも必要ではないかなという事なんです。道路政策をやるにしても道の駅の建設をするにしても、その事業を取り巻いているのは国交省なわけですね。北海道の先ほど言った道路交通計画書というのを見ましても、道路網の地図なんかを見ますと、例えば小さな自治体、福島と知内が道路で結ばさっているかということ、そうじゃないですね。大きな拠点で道路網を結んでいる。この辺で言ったら函館という大きな都市、それから大きな港、拠点となるような港、空港、拠点となるような道の駅、そういう一つの拠点となる場所に対して国道の道路網というのが計画されていると。

ちょっと時をさかのぼりまして、町長が一期目の就任の時に道の駅の議論を活発に少し行いました。食べるもの見るもの町民のニーズ、こういったものが揃ったら整備していきたいなということがありました。

2018年度、2019年度、この2年で道の駅の策定委員会というものを作りあげて色々こういった物が必要だね、場所もこんなところが必要だねという議論をされたんですけども、その議論というのは道の駅第2ステージという時期での議論なんですよ。

その2020年、2019年の次の年2020年度から国は道の駅第3ステージというのを始めてしまったんです。第3ステージというのが、地方創生の拠点となるような道の駅。その大きなビジョンの中に防災の道の駅というのをやって行きましょうという風なことで本腰を入れ出したんです。事前にはそういう議論もあったんですけども、とうとう本腰を入れ出して全国で100箇所そういう防災の道の駅を認定していきましょう。今は39箇所ありまして、北海道が4箇所あるんですけども、ですから我々が当初考えていた福島の道の駅こんなものが良いよねという一つのビジョンと、今その国が欲しがっているというか国としての在り方、道路網としての在り方としての道の駅のビジョンと、やはりズレが時期がどんどんズレてきているので、ズレが生じてきていると私思っているんですね。

ですから今は第3ステージなので、今回一般質問では防災の道の駅が必要ではないかという話しをしていますけれども、今後それが第4ステージとかになっていくと道の駅のビジョンが道路政策と国交省の中でリンクしていくようであれば、やはりそういう国の政策に乗っかって行くという事も必要ではないかなと。今は要望という形で頼みに行っていますけれども、国から福島町のここの道の駅が必要な拠点なので、

「道路つけさせてください」「予算付けさせてください」と国から言われるような自治体政策も必要ではないのかなと思うんですけど、もう一度、その道の駅と道路政策の切り離す、切り離さないという点について、町長にお伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

道の駅につきましては私就任して以来、ある程度若い人達に本腰を入れて検討しませんかという事をお願いして、ある程度意見提言をいただいております。

それで本来であれば庁舎内で少し詰めて、本格的に総合計画に乗せて行きたいという思いはありましたが、新型コロナの関係でその辺がなかなか出来切れなかったのと、喫緊の問題として高校存続という大きな問題が出ましたので、そのこのところを先ず優先させていただきました。

そしてまた、道の駅の問題の中に、若い人達から提言いただいている場所は、今の福祉センターの周辺であります。そうしますと、福祉センターの改修、福祉センターも築50年以上過ぎていきますので、だいぶ老朽化して集会室が2階にあって使いづらいという声も多くいただいておりますので、そうなりますと相当大きな話しにならざるを得ないのかなと。

そして、まず道の駅は基本的に町の単独事業でやられる、やる形になるんだと思いますので、相当な財政支出が伴うのかなという風に思っています。

それで、今の防災道路につきましては、国の予算の中では我々は何とか現道の危ないところを回避していただきたい。

特に福島町の場合、総合病院ございませんので松前町の方に相当高齢者の方だったり何て言いますか人工透析やられる方が通っておりますので、まず我々としては命を守る道路としてしっかり国の責任の中で整備をしていただきたいという事をお願いをしていますし、まさにそのところは一日争う、いつ崖崩れがあるか分からない状況のなかで、福島はどちらかというと海岸線に単線道路しかありません。今それでも島前林道を少し整備させていただいて、迂回できるようには今多分なるんだという風に思っていますけれども、ただ、いざ災害になりますと、相当、木古内経由で松前に行ったり不便を来すという状況でありますので、このところは本当にこの前も石山町長と二人で去年、今年明けてから国交省の担当者含めて課長の方に状況説明して、1日でも早い危険回避をしていただきたいということの要望をさせていただきました。

そういった中で、ある程度事業化が多分この3月に合否が決まるんだと思いますので、まずそのところに第一歩を印していただくことで予算というのは付いていきますので、後はそれから予算要望なり色んな形は出るんだと思います。

ただ、今の段階では全く線が引かれていませんので、先ずその線をひくための一点を国の方にお願いするというのが我々の第一義ではないのかなと思っています。

そういった中で、ある程度、防災道路が形なり予算なり色んな形が見えたなかで、これから多分、第6次の総合計画のなかでは私もう一度、道の駅の在り方を議論してって言いますか構想を練っていく形にはなるんだと思っています。

そして、前から言うとおりの、道の駅は第2ステージという言い方議員はおっしゃいますが、やはり本来の道の駅の在り方というものは、たぶん食べるものと売るもの、そういったものを町のPRをメインにしたのが私は道の駅ではないのかなと。

私は奇しくも職員時代、横綱記念館を担当させていただいた時に、当時の先輩方が道の駅をつけたらお客さんが来るのではないかなと。その時は北海道の中にまだ4つか5つぐらいしか道の駅がない中で、うちの道の駅については、その当時の国交省から条件が全くそぐわないので、最初は半分渋られたんですけど、無理をしてですね、当時、国交省も道の駅を上げたいんでしょうということのお願いをして、無理くり道の駅というのをつけていただきましたので、全く道の駅に条件合っていない中でやらせていただいておりますので、人気が低いのは私しょうがないのかなという気がしております。

ただ、いつまでもそれに甘んじる気はありませんので、しっかりとした本来の道の駅、そして、今議員おっしゃるとおり道の駅も今回厚沢部町が厚沢部の渋谷町長退任されますけど、私よく好意にさせていただいて色々情報交換させていただきますけども、道の駅を改修するにあたって、一つのたぶん財源手法とし

て防災の道の駅を要請してきたのではないのかなという気がして伺ってございますので、我々も今言ったように、これからたぶん道の駅を作るにあたっては相当な町の持出し財源必要になりますので、当然、財源探しをしていく形になりますので、そういったなかで今議員おっしゃるような手法というのはあり得るのかなという気がしてございます。

ただ、まだまだ、その辺のところの具体性については、これからしっかり6次計画の中でまた色んな意見をいただきながら固めていくことになるんだという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

4 番木村隆議員。

○4 番（木村隆）

確かに町長おっしゃるとおり本当にまだ線が引かれていない状態で、松前半島道路そのものもミッシングリンクという風な扱いになっております。

国の方では2021年度から防災減災国土強靱化計画5年計画というのをやっておりまして、今そういったミッシングリンクとなっているような道路でも思い切って5年で10億円という、10兆円というお金を使って道路をつけて行きましょうという風な形で動いています。

そういった意味でも町長が今やっておられるような要望活動というのは、一つこれからの防災道路の入口にいるのかなとそんな風にも思っております。

防災の道の駅と言ってもですね、そんなに防災だけに固執しているわけではありません。当然、食べ物、見る物、そういった観光施設があったなかで、そういった拠点となるようなルールの中に合致するようであれば、それを防災の道の駅として認めますよ。事故があった有事の際には、そこで展開、防災、そういう風な救助活動とかして行きますよと言う風なものですから、そんなに、色々計画とかは作らなきゃいけないですけども、これだけ防災に特化しているんだよというわけではないので、その辺は総合的な判断でこれからして行ってもらいたいなという風な思いではいます。簡単ですけども、今日はこの辺で終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

国の方は今、色んな形で国土強靱化の予算5か年計画を作って実施をしております。

ただ、実態としては、もう既に4年間で予算を食い潰しております。それで多分3年間延長かけるという国の方の方針も今示されておりますので、また、追っ付け追加予算で国土強靱化はされていくんだという風に思っていますので、まず我々としては、是非その中にしっかり我々の松浦から白神までの本当に危険な状況を回避するための要請活動をしっかりして行って、このなんとか3月にまずは事業認可に向けた第一歩が印せれば良いなと思っていますので、あと、またその後については色んな予算獲得なりは議会の皆さんと協力をいただきながら行動活動して行けばいいのかなと思っていますし、道の駅については議員おっしゃるとおり、本来的には道の駅の機能として何が必要なのかという事から多分入っていくんだと思います。何も防災の道の駅を作るということから入ることはしなくてもいいんだと思っています。

ただやはり、色々国と国の財源なり色んなものを貰う時に、防災の道の駅という提言をいただくには、それなりのやはり機能が必要になりますので、当然それには、本来自分達が考えている道の駅から大きなスパンになりますので、当然そのところについては国の方の支援もあるやに聞いてございますので、問題はないのかなと思っていますけども、ただやはり、それにつけても多分、道の駅を福祉センター周辺に若い人達が言うような形で作るということになれば、色んな要素が絡んでいきますので、私は多分簡単ではないのかなという気がしていますので、じっくり腰を据えてやって行きたいと思ひますし、また、私前から申しますとおり、食べる所、見る所、売る所のそれに加えて体制というのが必要でありますので、今まさにまちづくり工房がそういった意味で色んな形で商品開発なり色んなことをしていただいていますので、これからその先に私は道の駅があるのかなという気がしておりますので、そういったものも含めながら、まずはしっかり第6次の総合計画、今年策定年でありますので、そのなかでまた色んな委員さんの意見もいただきながら、まずはある程度文言整理をさせていただいて、きちっと位置づけが出来るような形に持っていければなと言う気がします。

ただ何分、この一年、二年、大きな財政支出をさせていただいておりますので、多少6次の計画の中では

少し事業は圧縮せざるを得ないのかなという自分の気持ちの中にはありますので、そういったのも含めて財政バランスを考えながらしっかり将来に負担の掛かるようなことのない、そして、将来の子供達に負担を強いることのないような計画作成を目指していきたいなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １９時２５分）

（再開 １９時２５分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

２番佐藤孝男議員。

○２番（佐藤孝男）

先ほど私が再々質問の中で、町長のことを親分と言いました。これを親分だから顔利くということですが、親分のところを代表と直してください。

そして、顔を利くは頑張れるという言葉に直してください。そういうことで訂正いたします。

○議長（溝部幸基）

発言内容を精査をして調整をするようにいたします。

それでは次に、３番平沼昌平議員。

○３番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長に質問させていただきます。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の当町の対応について。

先達て、令和４年度渡島西部四町議会議員連絡協議会の定期総会が木古内町で行われました。残念ながら顧問である町長は公務で出席できず、副町長が出席して下さいました。

全ての案件が終了後に木古内町教育委員会・教育長の藤澤氏による「DXと地方創生について」の講演を拝聴いたしました。その中で何故か焦りの様なものを感じました。

私の様なデジタルに弱い者が町長に対して聞くことも考えてしまいましたが、これからの当町を取り巻く環境も目まぐるしく変化し、その変化について行く必要性と更に進化する姿勢で仕事に限らず我々の生活を変革させ、より良いものへと導く考えが必要ではないかと考えさせられました。

当町の基盤整備もこれらに取り掛かる必要性が在るのではないかと。流行りの半纏を着て先走ってもどうせ一時的な話と言えない気がしてなりません。打ち出の小槌を持ったように一振りすると従来では非効率な業務や作業がスムーズになり、社内あるいは庁舎内風土をがらりと変えられる。

また、これから降り注ぐように入ってくるビックデータの選りすぐりと活用への対応、人手不足とPCの老朽化の対応などを考えなくては、成らないものと考えております。

この様な事を考えるとデジタルに精通した人材づくりと確保（地域おこし協力隊を含め）、あるいはデジタル専門の課やデジタル人材を各課に配置検討することも必要ではないかと。

また、従前のサービスや仕組み等を組み合わせる新しい価値を見出すサービスの必要性も感じるが考えをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

現代は、様々なものがデジタル化されていく中で、行政組織も同様に各種手続きや情報発信などの上で強力に推進していくことが求められております。特に、デジタル人材の確保は各自治体において重要な課題となっております。

ご質問のデジタル専門課の設置やデジタル人材の各課への配置については、時代の方向性として重要なことと捉えておりますが、当町のような人口規模の小さい町では、専門的かつ専従的な職員の配置は大変厳しいものと認識しております。

しかしながら、地域おこし協力隊制度を活用した人材確保や、民間電算会社などからの派遣あるいは採用なども一つの手段として、今後検討していかなければならない課題と考えております。

現時点のDXに関する当町の対応につきましては、国が示した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、住民基本台帳・税・国民健康保険・介護などの標準化対象事務の20業務に関連した移行作業などを行っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

私も質問して各課に人材を求めるとか配置するというのは確かに質問しておいて何なんですけども、これは厳しいものがあるとの様に思っております。

けれども、何故この今、この時代にあってこのDXというものがそれぞれ必要になってくるのか、デジタルを使って様々な例えば情報通信なり、これからその周りにあるビックデータなりをどう活用していくのかというものを考えた時には、やはり人口が多い少ないじゃなくて、如何にその情報を収集する間口を広げておくか。こういうものが私は人口レベルで考えるんじゃなくて、その町が生き残る、それから町に住んでいる人達のやはり生活なり利便性を考えた時に、これは避けて通れない問題でないのかなとこの様に思うんです。

ですから、各課に配置とか、いうことじゃなくてでもいいんですけども、やはり、その庁舎内に役場庁舎内だけの話ですと、やはり今の若い人達のデジタル技術の知識というのは、我々みたいなものよりもはるかに知識をたくさん持っていると思います。

今、私がこういう風に質問していること自体が、何を今喋っているんだというように言っているかもしれませんが、けれども、今我々は質問している私もまだその程度のレベルだということをやはり自覚しながらも、今福島町で人口が多いとか少ないとかじゃなくて、やはりその情報の必要性というものを自覚していかなければならない。そういうことを検討していかなければならないと思うんです。

この中では、地域おこし協力隊も人材としては必要でしょう。けども、役場庁舎、庁舎内という各課、各課、何課、何課とあるんですけども、ほぼほぼ自分のとこの課で今職員の数も減ったなかで、自分の仕事に結構私は100パーセントぐらい力を出し切っていると思うんですね。

であれば、これは俗にいう縦割りみたいな感じになってきているという風にも考えられる。結局、ほかの課に対して自分の持っている心の余裕とかその課が持っている余裕というものを他の課に分け与えるだけの力がちょっと少なくなってきているんじゃないかな。結果的には形骸化しているような感じでも繋がりが見えなくなってくる。こうなると組織としては、今決して福島町はそういう風になっているとは言いませんよ。けども、そういう事例も結構あるということです。縦割りばっかしでいくと、そういう風な組織がもう疲弊してしまうというか、その動きが悪くなってしまう。そういう面でもある程度、職員の方々に余裕を持ってもらうためにも、このやはりデジタルの通信技術というものは積極的に私は活用すべきだと思うんです。

それで、その地域おこし協力隊から技術を呼んでもいいですし、あとは、ここにも町長ご答弁いただきましたけど、民間の電算会社からも何かそういうものが来てもらえれば、そういう方が来てもらえればいいなと思っております。

今、よくこの頃時々新聞で見るとですけど、企業版ふるさと納税というのがございます。

これは、令和2年の税制改正で税額控除の特別措置を5年間やるということで、なんか令和6年度でこの措置が終わるように令和5年度まで延長されたということなんですけど、令和6年度で終わるような感じで私は記憶しているんですけども、その企業版ふるさと納税の中に、人材の人材派遣型というのがあるんですね。

できれば、寄附をしてくださいってこっちから求めるのもまたどうかと思うんですけども、こういうものもありますよ。しかも、令和6年で終わりますよ。今のうちに法人税なり何なりを軽減化させると。寄附額の大体最大約6割であった税額軽減が今9割まで増加しています。企業は大体実質負担が1割で済むわけですから、これはやはり、そういう人材を求める立場としては活用しない手はないと思うんですけども、そこら辺ちょっと長くなりましたけども、そこら辺の考え方お聞かせ願えればと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島町の場合、私も昭和49年に役場入りましたが、その当時から、まだデジタルという以前に電算化という、よく業務を電算化する作業が多分北海道の中でもトップクラスで福島町早く手をつけていった歴史があるのかなという気がしています。

そして、私が道庁、昭和60年に研修行きまして、その帰ってきた61年ですね、たまたま総務の財政に戻らせていただきまして、その時に財務会計システムをまだその当時、本当にこの管内ではほぼほぼやっていない中で、若い職員と共に加賀市などを見に行かせていただきました。

そして、いち早くそういったものに取り掛かった歴史がありますので、私は福島町はそういう土壌があるんだという風に思っていますし、その時ひとつ検討したのはですね、やはりその人材をどうするんだということになった時に、なかなかやはり加賀市みたいな大きな所であれば電算室の中に専門職員を3人ぐらい配置できますけども、我々ではなかなかこの一人の専門職を抱え込むと、替わりがなかなか新陳代謝できないものがありますので、当時もそれは厳しいですねという結論に達して、それはあくまでも委託している電算会社に力を借りようということで、今、今日に至っているのではないのかなという気がしています。

そういったなかで、今本当に国がDXを推進する計画の中にも、デジタル人材の本当に核を育成というのが大きな項目としてあります。

国の方も総務省、デジタル庁を通じて、そういった専門的な方々を地方に派遣するという事業もやられているやに聞いてございますので、我々としては、なかなかこの職員60、70名のなかに、その所に専門職を一人を配置するというのは厳しいのかなという気がしています。

ただ、私も議員と同じでなかなかそっちの方は弱いものですから、若い職員によく手伝っていただきますけど、今の若い人は本当にそっちの方については凄く長けていると言いますか、色んな形で手にしているというか、日常の中でそういったものと触れ合っている生活している関係もあるのか、その辺は凄く詳しいなという感じをしております。

ただやはり、そういったなかでこれからますます国の方からそういったデジタル庁が出来て、国全体をそういったものに特化、進めて行くんだということでもありますけど、私は一つ、そのなかに一つ便利になることと、それを受ける側の体制がどうなのかという形があるんだと思います。

例えば、一つ役場の窓口を捉まえて、よく書かなくてもいい窓口というのが北見市などでやられていますけども、果たして福島町でそこまで必要なのかということを私問うことがあります。

北見市であれば、やはり窓口がいっぱいあって、あちらこちらに流されて高齢者の方が困る。ただ、福島の場合は極端にいくと、窓口、玄関入れば大体建設課まで見通せますので、そういったなかである程度対応が出来るのかなと。そこに大きなお金を掛けてやる必要があるのかなという気がします。

ただやはり、そうは言っても今の若い人達はそういったものに慣れていきますので、そういったものも必要性も当然否定するわけではありませんけども、そこはだから我々の体にあった、我々に適した、そして高齢者の方にも優しいものがどうなのかということの議論をして行かなければ、役所のこう都合というか、国は大体ですね何もやるにしても、大体人口10万人の都市を標準として色んなシステムを開発します。そうすると、うちのような3千人の規模ではそこまで必要ないというものまでシステム化されてきますので、膨大なシステム委託料が発生しますので、なかなかそのところは取捨選択しながらやらないと、重い荷物を抱える形になることにもなりますので、そこはしっかり国の推移を見ながらやるべき事はきっちりやって行きたいなと思っています。

あとは人材の関係につきましては、今、我々色んな形で静岡の山崎さんなんかたまに私も行って見させていただきましますが、凄くやはり食品の関係でもオートメーション化と言いますか、そういったものの効率化が進んでおります。

そしてまた、クミアイ化学さんなんかも見ても、若い人達が色んな形でそういったものに触れあっていますので、我々包括連携を結んでいる企業、そして、学校であれば未来大学さんとか北大さんなども、特に未来大さんはそちらの方が強いところがありますので、そういった包括連携の中で人材を求めるそういった企業に応援をしていただくというのも私一つの手としてあるのかなという気がしますし、今年も色んな形でそういう、今日も北雄工業さんが千軒に工場ありますけども寄附金を持ってきていただいて、

色々ちょっと話をさせていただきましたけども、我々もしっかり地元に協力しますという声もいただいていますので、色んな形でそういった企業なり大学を巻き込んで、今まさに青少年交流センターがそういう基地になり得るのではないのかなという気がしていますので、そういった包括連携の方々と地元をつなぐような形を作りながら、人材協力をいただければと言う風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ありがとうございます。私も町長と同年ですから、大体このデジタルというものについては、最初は少し遠ざけるような感じであったんですけど、やはり、何にしてもフェイスツーフェイスと言うんですか、その窓口業務の場合はやはりユーザーに対して顔の表情なりそういうものを感じ取って対応するというのが一番大事なことだと思います。

けれども、その方が持ってくる様々な案件について、どう処理していったらいいのかというのに対しては、やはり、的確な情動的なものも必要になってくるんじゃないのかなと思うんです。

それを一人の人間が、例えば職員の方がやるっていうとこれはまた大変なことであって、これからやはりそういう時代も来るのかなと思っております。

一つ、これ提案なんですけども、提案の前にですね、今、地方公共団体情報システム標準化基本方針ということで住民基本台帳や税の国民健康保険介護などの標準対策事務を20業務ぐらいやっているということなんですけど、これはデジタル庁で言っている標準化する一つの町を数字的には丸裸にして見える化することです。それに対して、いつ大体このデータというのは打ち込みが完了されるものなんですか。それちょっと数字的なもので質問して申し訳ないんですけども。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

このシステム標準化につきましては、全国一律2025年、令和7年度中までにシステムの標準化をなさいということで現在当町も昨年度から委託業者と共に行っております。これは今言いましたように住基だとか税だとか介護国保のシステムを、今、各町基本は同じなんですけどもメーカー違うことによってシステムの中身がちょっとそれぞれ違うということで、それが今ご質問のDXとか、将来そのマイナンバーカードが普及した時に各自治体でシステムが違ふと何かと不具合出てきますので、今やっているのは全国市町村のシステムを同じものにするという作業をそれぞれのベンダーさんとか委託業者でシステムの標準化ということで、2025年度までにはどこの自治体も同じシステムになるという作業をしているというような状況です。これがマイナンバーカードと連動して行って、次にオンライン申請だとかも今もやっているんですけど、今のはマイナンバーカードじゃなくて単純にホームページからダウンロードしてメールで送信するとかという、そういうようなちょっと昔の旧式なオンラインシステムですけども、これは全国共通した標準化により将来的にはその中で国民の皆さんが同じような感じでサービスを利用できるようになるという前段の作業をしているというような状況です。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

システムをじゃあ統一化するということであって、その数字的なものは変わらない。常に入力していかなくやなんないわけですよ。

それが結局は全国的にデジタル庁で全部丸見えになってしまうということですから、さらにそれから進化して行くということになると、更にこのデジタル技術というのが、やはりその各市町村では必要にはなってくる時代も来る。それで、これどうなんでしょうね。やはり私思うんですけど、いきなりこの人口の少ない町でデジタルに精通した人を集めてデジタル課を作るなんてことは、福島町は今の段階では無理です。誰が見ても無理です。じゃあ各課にそういう精通した人を一人置くか。これも無理です。何故かというそれ以上に仕事があるからですよ。

でも、そういう各課にやはり精通した人達を各課から、やはり定期的集めて、将来のDXに対しての考え方というか、組織の在り方というか技術の扱い方というか、そういうものをある程度話す組織という

のは必要じゃないかなと思うんです。わざわざその為に新しい課を作るんじゃなくて、今の段階からもういう精通した人達を選びすぐって、臨時的に時々協議会を開くなり打合せ会議をするなり、そういうことをしてみてもいいのかなと。

それで、もし詰まるところがあったらば、そのデジタルに精通した方々に入っていていただいて、他社から、町外からでも企業からでも、そういう技術的なものを注入していくというような、そういう会合みたいな協議会みたいな庁舎内でそういうことにすることによって、すんなりやっていけるのかなと。今はDXを使わなきゃ駄目だ、これからはこの時代だとか言っても、何にそのDXを使うんだ。使ったことによって目的は、その使う目的は何なんだというところから始めていかないと駄目だと思いますし、各課でDX、DXって言うっていても、デジタルトランスフォーメーションと言うっていても、各課でお互いに好き勝手なことを言うと、つぎはぎだらけのDXの体制になってくると思うんですよね。

ですから、私はそういう先ほどの企業版ふるさと納税の中で、そういう人材的なものも考えてみればということも言ったんですけども、もう既に、そういう庁舎内でそういう組織づくりとか、若い人達にある程度そういう場を提供をして進めていくということも、私は今後必要でないのかなと思うんですけども、どうお考えですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

庁舎内のデジタル推進に関しましては、私が平成13年、14年当時まちづくり推進室というのがありまして、そこで、当時、森首相がITという言葉を使い始めて、皆さんインターネット繋がましようということで、当時平成14年だったと思いますけど一人一台パソコンという感じで、国の総務省の補助を貰ってインターネットを初めて繋いでおります。

それで、その当時から併せてIT推進会議というのを作って、各課から1名ずつ出してもらって現在もIT推進会議年に1回か2回やってますけども、そういう風な情報交換、年々、日々、今そのDX絡みで常に進歩していますので当時から20年近く経っていますけども、その時代・時代に合わせた感じではやっていますけども、やはりおっしゃる様に本当の専門家がいませんので、庁舎内の情報交換あるいは新しいシステムが入った場合の説明などに、その委員会を利用してここまで来ております。

各課ほとんど若い方が入って、それで最終的に難しい部分だとか専門的な部分は委託業者のSEだとかもアドバイスいただきながら、現在も進めている状況にあります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

そういう組織が庁舎内にあったとは。理想ですね。でも、年に1回はという話を聞いてガクンと崩れますけども、やはり、それだけ年に1回やる程度で、福島町の場合はいいんだという程度だと思わなきゃならないというところなんですよね。問題は。

今、そこなんですよ。この間、その研修を木古内の教育長様の研修を拝聴させて、何か焦りみたいなものを感じるというのは、何か突出して木古内町さん走り出してしまう。じゃあそれについて行くのに、どうしていったらいいか、研修聞きながら日本語なんだけど英語のように聞こえる早口言葉で、本当に資料でも見なきゃついていけない。

結局、紙ベースで理解してその話を聞くという状況のなかで、本当にこれでいいのかという焦りも感じるわけなんですけども、もっと、今せつかくそういう委員会があるんでしたら、やはり、もうちょっとデジタル化について検討して、いま何が必要で、最終的に福島町で必要なものは何なんだろう。どういう風にすれば、町民に今やっていることが見てもらえるような状況になるのか、利便性があるのか、そういう成果的なものもやっていかなきゃなんないと思うんです。

そのためには、やはりその専門業者でも、それから専門の知識ある方にでも、その各課・各課の縦割りを焼き鳥じゃないですけど串刺しにするような感じで横から新しい情報を注入するという事は、私は必要でないのかなとこの様に思って、質問を終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほども申したとおり、福島の場合は早くから電算化ではありますけども、そういった歴史のなかで培ったものがあるのかなと言う風に思っていますし、ある程度、定期的にそういった中で若い人達に検討していただいているし、また、研鑽も積んできていただいているのかな。

あともう一つは、私少し考えるんですけども、今、木古内の教育長の話もしましたけども、私、たまたま塩釜出身で同じという関係で、本人に声をかけて福島町のプログラミングをやってみないかと仕掛けたのは私でありまして、そういった中で多分、今、子供達、私の孫も今2つですけども本当にタブレットを簡単にいとも操る姿を見て、どうなんだろうというのを思いますけども、これから今子供達、小学校、中学校、高校ではそれが当たり前のようになっていますので、そういった方々がこれから役場の方に入ってくる状況のなかでは、さらに進化をして行くのではないのかなという気がしております。

そして、私はそのデジタルを使って、じゃあ何をするんだと。議員おっしゃるとおり、何をしたら一番いいのかと。

ただ、おもちゃとしていいものが揃ったからと喜んでいてもしょうがないわけでありまして、当然、それは町民のために何が出来るのか。そして、職員の効率的なものとして何を活用できるのかということに尽きるんだという風に思っています。

特に今、我々として、町として必要なものは、多分、今一番介護なりそういったところの人材確保というところが相当ひっ迫しているのかなと。

そういったところにAIを使いながら、例えば介護ロボット、色んな形のそういったものの取り組みをすることによって生きてくるのではないのかなと思って、この前から少し私勉強させていただいているんですけども、役場だけがそれを活用することじゃなくて、町内の中にどういった活用ができるかということ各課の中で問題を課題を拾い上げて、いま国が進めようとしている中で活用できるものがあるのかということをやっていくことが最善の策ではないのかなと思っていますし、また、やはりこの小さい町で、じゃあ何が出来て、何が必要なのかということの問いもしっかりしていかなければ、都会でやって何となくテレビで大分進んでいるようなことが果たして福島でやれるのかということになると、先ほど言いましたとおり、予算の関係、色んな問題で出来ないこともありますし、ただそうは言っても、いま北海道の中でも上士幌なんかはふるさと納税を使いながら自動運転の実証なんかもやられていますので、そういったものも道内の中にもありますので、我々はやはり先駆けてやっているところを真似ることをして、自分のものに取り組むということが必要ではないかという風に私は常々思っていますので、そういったところを臆するとこなく、視察に行くなり色んな形をしていって、町の中で今進めようとしているデジタルフォーメーションの中で町として何が出来るんだということをこれから作っていければいいなと思っていますし、この前たまたま国のデジタル庁の職員とお話する機会がありまして、道庁に居た方なんですけど、やはり何か国の方はまだまだ色んな形で民間会社から来た方々と元々の行政職員とのせめぎ合いをしているようですので、まだまだ、国も試行錯誤しながらやっているんだということを感じてきましたので、我々は常にやはり国をしっかり見据えて情報を捉まえながら、この地域にあったものを一つでも二つでも展開できればなと言う風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日 9 日は午前 10 時から開会いたしますので、定刻までにご参集願います。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（延会 19 時 59 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 藤 山 大

署 名 議 員 小 鹿 昭 義

令和4年度

福島町議会定例会3月会議

令和5年3月9日（木曜日）第2号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について
議案第59号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第61号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第63号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
議案第67号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第79号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
議案第72号 令和5年度福島町一般会計予算
議案第73号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第74号 令和5年度福島町介護保険特別会計予算
議案第75号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
議案第76号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算
議案第77号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第78号 令和5年度福島町水道事業会計予算
(予算審査特別委員会付託済)
- 日程第4 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 令和5年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

◎出席議員（8名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	2番	佐藤孝男		3番	平沼昌平
	4番	木村隆		5番	川村明雄
	7番	藤山大		8番	小鹿昭義

◎欠席議員（1名）

6番 杉村志朗

◎出席説明員

町 長 鳴 海 清 春
 総 務 課 長 小 鹿 一 彦
 産 業 課 長 福 原 貴 之
 町民課長兼吉岡支所長 村 田 洋 臣
 建 設 課 長 紙 谷 一
 会 計 管 理 者 西 田 啓 晃

副 町 長 工 藤 泰
 企 画 課 長 住 吉 英 之
 産 業 課 長 参 事 川 合 力 哉
 福 祉 課 長 小 鹿 浩 二
 認定こども園福島保育所園長 吉 能 佳 織
 福祉センター次長 (石 岡 大 志)

農業委員会事務局長 (福 原 貴 之)

選挙管理委員会書記長 (小 鹿 一 彦)

教 育 長 小野寺 則 之

事務局長兼給食センター所長 石 岡 大 志

監 査 委 員 本庄屋 誠
 監査委員補助職員 (鍋 谷 浩 行)

監 査 委 員 高 田 重 美

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長 鍋 谷 浩 行
 会計年度任用職員 熊 谷 治 子

議会事務局議事係長 福 井 理 央

(開会 9時59分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

昨日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9番平野隆雄副議長、2番佐藤孝男議員を指名いたします。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、進めてまいります。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項として、山岳古道・殿様街道について。

皆さんもご存知のとおり昨年12月21日の北海道新聞で掲載されましたが、福島「殿様街道」が日本山岳古道120選の一つとして選ばれました。道南では唯一ということで大変喜ばしく思います。

今までも地域活性化のメンバーが年2回のイベントを行い、歩道環境の整備をし、参加者の「おもてなし」をして参りました。1回の開催で50人ほどの方が参加しております。

年2回と限定されたイベントですので、街道の環境整備は集中的にできておりました。しかしこれから普通の日でも多くの方が来ると考えられますので、環境整備を万全にする必要があると考えます。地域活性化のメンバー独自だけでは無理があり、何とか町の協力を仰ぎたいと思っております。

町長のお考えをお聞かせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

当町の「殿様街道」が公益社団法人日本山岳会による山岳古道120選に決定されております。このことは、ひとえに千軒地区および千軒地域活性化実行委員会など、多くの関係者による日ごろの努力の積み重ねによるものと敬意を表するとともに、町として大変喜ばしいことだと感じております。

この度の山岳古道120選の決定を受け、千軒岳をはじめとした千軒地区の豊かな自然が多くの方々に認められ、これを契機に古道を愛する方々が、当町に多く来町されることが期待されております。

これまでは、千軒地域活性化実行委員会や千軒町内会の皆様に、探訪ルートの整備をはじめ、要所の標柱看板などの設置を担っていただいていたところでもあります。

基本的には、民間でできることは、民間でとの考えですが、千軒町内会では年々高齢化が進み、千軒地域活性化実行委員会も人的能力に限られてきております。

町として、先人たちが脈々と築き上げ、繋いできた古道を大切に後世へ残していく役割と責任があるものと考えております。

殿様街道の地域資源を保全することで、千軒地域の活性化を実現し、青の洞窟などを巡る岩部クルーズによる観光と連動した事業を展開することで、町の新たな観光体系の充実に努めてまいります。

また、歴史的価値を後世に伝えるため、後継者の育成についても千軒地域活性化実行委員会及び福島町史研究会の取組みを支援してまいります。

なお、探訪ルートの整備については、国有林や道有林に位置しているため、檜山森林管理署及び北海道渡島総合振興局に相談をしているところであり、両者からは「地域のために協力していきたい」旨のお話しを頂いております。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

12月21日に選ばれてから、もはや2か月が経ちます。今年は雪解けも早く、おそらく雪解けと同時に山歩きの好きな方から問い合わせがあると思います。

その時の案内を含めた総合的なことは、町・産業課が対応しなければならないと私は思っておりますが、その点について伺います。いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

これから色んな形で山歩きをされる方が古道を歩かれるんだという風に思っております。

当然そこにいたっては、地理的に明るくない方もいらっしゃると思いますので、当然、役場の方に問い合わせが来るのかなという気がしておりますので、我々としては、職務としては産業課の観光分野が担っていくことが一番いいのではないかなと思っておりますので、そのところにそういった窓口を担当として担えるように整理をして行かなければならないのかなという風に感じているところであります。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

窓口が町の観光課ということでおそらくなと思いますが、その時の案内の仕方というか、それをある程度山の条件、その他諸々の事を案内しなければならないと思います。そのためにも、ある程度「殿様街道」の歩道の状況など色々と諸々あるわけではありますが、このことはしっかり観光協会としても把握しておかなければならないと思っております。

そういうなかで、やはりそれを熟知するには相当な時間も掛かると思いますので、一つ、活性化実行委員会の中の事務局がありますので、一つ、そこと連動しながらやっていただければと思っております。

また、今一番急いでやらなければならないと思うところはトイレの設置。そして、出入口の入林箱の設置。これは千軒登山口の奥二股にある場所と同じような設定でよいかなとは考えておりますので、その点について入林箱の設置には注意事項、おそらく届出なくて個人で山に入林する方も多々多いと思います。

そういうなかで、やはり事故が発生した場合、やはりそこまでは町でも活性化の方でも責任が負えないわけで、その点についても入林箱に注意事項という事故の場合の対応の仕方、事故が起きたら個人の責任だということ謳っておったり、また、その入林箱には入った時と下山した時の時間とか、それから氏名とかそういうやつを記載してもらうということも必要かなと思っております。

そして、事故の場合は警察、消防、そういう連絡先なども記入したりしておけばいいのではないかなと思っておりますが、その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

古道については、今回答でも申し上げましたが、これから色々な方々が多分訪れると思うんですね。テレビなんかでも私もよく見させていただきますけども、やはり、そういった方々は色んな古い道を歩くことによって歴史を感じるということですので、どちらかというと登山とはまた違った形にならざるを得ないのかなという気がしております。

先ほど言いましたとおり、窓口については産業課、そして観光協会もほぼほぼ産業課が担っているよう

な状況でありますので、ここのところと一体となった形で整備をして行く必要があるのかなと思います。

それで、基本的には歩かれる方は自己責任のなかで、きちっと整理をされていくんだと思いますけども、例えば今、昨今、色んな形で山に入り事故に遭うことがありますので、我々としては千軒登山小屋がまずありますので、千軒に登られる方はある程度その所で整理をさせていただけるのかなと思いますので、これからですね、こういった形に我々も「殿様街道」についてはイベントとして提供をしていますけども、古道を歩く方々については全て把握しているわけではありませんので、やっぱりきっちりとですね、これから千軒活性化実行委員会含めて、当然先ほど言いましたとおり営林署、林務所なども道有林や国有林を経由する関係がございますので、そういったところと連携をしながら、きちっとどういう方が古道を歩いているんだということが把握できるような捉まえはしておかなければならないのかなと思います。

そして、万が一事故遭った時には、そういったものから家族に連絡しながら日程調整をする。そしてまた、事故遭った場合は消防なり色んな形の必要な体制を整えていくということが求められますので、それもやはり基礎資料となるものは、きちっと捉えておかなければならないのかなと思っています。

それと、古道でありますので、あまり手を加えると反対に何て言いますか良さがなくなるというのもありますので、我々は必要最小限の古道を維持する形をある程度予算をかけながら、後世に伝えていくことが必要だと思います。

そして、トイレについては、今基本的には千軒登山小屋なり、そういった中で整理を出来るのかなと思いますけども、ただ、澄川の方はちょっと離れていますので、当然やはり現地の方に仮設的なトイレの設置というのは必要なのかなという気がしてございますので、そこについてはまた新たな予算掛かることとなりますので、今般の予算等には整理されてございませんので、その辺についても先程来申し上げますとおり、活性化実行委員会などの意見、実行委員会が常日頃「殿様街道」をやっていますので、私も年に2回なるべく歩くようにはしていますけども、実態把握しているつもりではありますけども、やはり、千軒の笹島さんなり佐藤さんあたりが、一番その辺詳しい状況にありますのでね、そういったものの意見をいただきながら、町として、じゃあどこに設置したらいいのかとか、こういったものがあるのかと、そういったものをこれからしっかり検討したなかで対応して行きたいなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

今、早急にやってもらうのは入林箱。そこには町のマップ、今ここにクルーズのマップ持ってきたんだけど、こういうやつも一つ置いておいたり、「殿様街道」のマップは森林室の方で作成してイベントの時は渡したりしているんだけど、やはり、そのマップもここに入れて置いて、それから青函トンネル、横綱記念館のマップなど、やはりそういうやつも入れておいて観光のアピールした方がいいのではないかと、そう思っております。

それから、今、町が主催で関係機関との合同会議、早くこれを立ち上げてやってもらいたいと。その中で、やはり今後の看板の設置、それから道路整備の状況など様々な案件がありますので、一つ、関係機関を集めて早い時期に、今月か今月の末か、来月の頭に会議を開いていただければなと思っております。

その中で、やはり今はある程度道路整備に関しては、地元の業者が主導でやっているような状態でありますので、一つその中でもそういう方も入れた会議を開いていただければなと思っておりますので、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

歩かれる方々にとっては、その地理的なものまでしっかり分からない状況でいらっしゃる方もおりますので、私はやはり必要なものとしては、それを今、パンフレットがいいのかどうかは別にして、コースが分かるようなものの例えば必要とするのであれば、そういったものを町として作る必要もあるのかなと。

あとは、やはり現地において案内看板ですよね。案内看板をきちっとコース毎に付けていく必要があるのかな。今でも大体私も殿様街道行くと分かりますけども、ある程度これまでの中でやっていただいたものがありますので、そのところをもう少し傷んできたものを修理するとか、新たにまた必要なものがあるれば、そういったものの設置などについては、しっかり町の方でも対応して行かなければならないのかな

と。あともう一つはやはり川、あれですよ、川を渡る時に少し丸太を渡してやっている所がありますけど、そこが大体たぶんほぼほぼ雪や大雨の時に流れたりして毎度架け替えているやに聞いていますので、そういったものについてはなかなか、私もよく地元の業者の方とお話をさせていただいていますけども、そういった強力をいただきながら、町として予算を取りながらやるという方法もあるんだと思いますので、そこはしっかり対応して行きたいと思います。

そして先程来申し上げましたとおり、国有林、民有林を横断する形になりますので、当然そこでの連携協議というのは必要だという風に思っていますので、新年度に入りましたら、しっかり関係者の方々にお集まりをいただいて、この古道120選に選ばれたなかで、この古道を福島町としてどう維持していくんだということの連携会議は我々も必要だと思っていますし、当然またそういった方々の協力がなければ町単独でできるものでもありませんので、そういった会議をしながら、どういった協力がいただけるのかなということは整理をして行く段階に入っているのかなという気がします。

この古道の決定を受けて、これから新たな展開としてそういった流れの中でこれからやって行ければという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

一つ、そういう点でお願いします。

この答弁の中に町長も言っているとおり、民間でやれるのは民間でやるという基本方針というか、そういうことは私も同感であります。そういうことで、是非とも多くの人に来てもらって、福島の活性化に繋がればいいなと思うっております。

殿様街道ウォークも3年ばかりこのコロナでやれなかったわけですが、今年は3年以来、30回目の殿様街道となります。そういうことで、少しでも多くお客さんに来てもらって楽しんでいただければなと思うっておりますので、一つ、また開催の時は町のご協力を是非ともお願いしたいと思ひまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

殿様街道含めて千軒のそばの会を含めて、これまで本当に民間の力でですね、私は返って行政があまり関わらない形でしっかりやってきたことが今に繋がっているのかなという気がします。

どうしてもその行政が主導的なものに入っていきますと、民間の方々が少し遠慮する形がありますので、私は今の形を出来るのであればそれを維持しながら、我々はサポートする形でいいのではないのかなと思っていますので、そこのところはやれる範囲の中、継続できる範囲の中で、まずはしっかり自分達が主体になってやるということの仕切りと言いますか、そこのところは町としても阻害するつもりはありませんので、そこのところはどうしても出来ないんだということについて、しっかり町でサポートする。

当然また経費的に応分の予算が掛かるようになりますと、民間の方々はなかなか大変でありますので、そこのところはしっかり行政がサポートするべきだという風に私常々思っていますので、そういった民間の良さ、公共の良さをミックスした形で後世に古道なり殿様街道が伝わっていければという風に思っていますので、是非またしっかり、地元なり団体と協議しながら、しっかり我々もサポートしていきたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

◎延 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月16日まで休会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月16日まで休会とすることに決定いたしました。

◎延 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（延会 10時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 野 隆 雄

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

令和 4 年度

福島町議会定例会 3 月会議

令和 5 年 3 月 1 3 日（月曜日）第 3 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 68 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
議案第 59 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例
議案第 61 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例
議案第 62 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 63 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
議案第 67 号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 79 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
議案第 72 号 令和 5 年度福島町一般会計予算
議案第 73 号 令和 5 年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第 74 号 令和 5 年度福島町介護保険特別会計予算
議案第 75 号 令和 5 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 76 号 令和 5 年度福島町浄化槽整備特別会計予算
議案第 77 号 令和 5 年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
議案第 78 号 令和 5 年度福島町水道事業会計予算
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第 3 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 令和 5 年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 68 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
議案第 59 号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例
議案第 61 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例
議案第 62 号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 63 号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
議案第 67 号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第 79 号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
議案第 72 号 令和 5 年度福島町一般会計予算
議案第 73 号 令和 5 年度福島町国民健康保険特別会計予算
議案第 74 号 令和 5 年度福島町介護保険特別会計予算
議案第 75 号 令和 5 年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第76号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算
 議案第77号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第78号 令和5年度福島町水道事業会計予算

(予算審査特別委員会報告)

日程第3 同意第3号 監査委員の選任について
 日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第5 令和5年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

◎出席議員（8名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	2番	佐 藤 孝 男		3番	平 沼 昌 平
	4番	木 村 隆		5番	川 村 明 雄
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（1名）

6番 杉 村 志 朗

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
会 計 管 理 者	西 田 啓 晃	福祉センター次長	(石 岡 大 志)
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
監 査 委 員	本庄屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	(鍋 谷 浩 行)		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
会計年度任用職員	熊 谷 治 子		

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席、ごくろうさまです。

3月9日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程・諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番平沼昌平議員、4番木村隆議員を指名いたします。

◎議案第68号 第5次福島町総合計画の変更について

◎議案第59号 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動公費負担に関する条例の一部を改正する条例

◎議案第61号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◎議案第62号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

◎議案第63号 福島町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

◎議案第67号 福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

◎議案第79号 福島町財政調整基金の積立金の処分について

◎議案第72号 令和5年度福島町一般会計予算

◎議案第73号 令和5年度福島町国民健康保険特別会計予算

◎議案第74号 令和5年度福島町介護保険特別会計予算

◎議案第75号 令和5年度福島町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第76号 令和5年度福島町浄化槽整備特別会計予算

◎議案第77号 令和5年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算

◎議案第78号 令和5年度福島町水道事業会計予算

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第68号 第5次総合計画の変更。

議案第59号 議会議員・町長の選挙における選挙運動公費負担条例の一部改正。

議案第61号 特別職の職員で非常勤の者の報酬・費用弁償条例の一部改正。

議案第62号 国民健康保険税条例の一部改正。

議案第63号 ふるさと応援基金条例の一部改正。

議案第67号 国民健康保険条例の一部改正。

議案第79号 財政調整基金の積立金処分。

議案第72号 令和5年度一般会計予算。

議案第73号 令和5年度国民健康保険特別会計予算。

議案第74号 令和5年度介護保険特別会計予算。

議案第75号 令和5年度後期高齢者医療特別会計予算。

議案第76号 令和5年度浄化槽整備特別会計予算。

議案第77号 令和5年度国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第78号 令和5年度水道事業会計予算。

以上、１４件の案件を議題といたします。

ただいま議題となりました１４件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであります。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

９番平野隆雄予算審査特別委員長。

○**９番（平野隆雄）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております１４件の案件につきましては、３月８日開催の定例会３月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

３月９日から１０日までの２日間、慎重に審査の結果、計画変更１件、条例の改正５件、積立金の処分１件、令和５年度各会計予算７件の計１４件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過、採決の結果等につきましては、諸般の報告（第２号）に記載のとおりでございますので、ご覧願います。

以上、甚だ簡単であります、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております１４件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものの予算審査特別委員長の報告でありますので、報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、１４件の案件は可決いたしました。

◎**同意第３号 監査委員の選任について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第３ 同意第３号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本庄屋監査委員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 １３時０５分）

（再開 １３時０５分）

（退席 本庄屋誠監査委員）

○**議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の１９３ページをお願いいたします。

同意第３号 監査委員の選任について。

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和５年３月８日提出。

氏名、本庄屋誠。年齢６９歳。

本庄屋氏について、若干補足説明させていただきます。

本庄屋氏におかれましては、昭和４７年に福島商業高等学校を卒業され、同年４月に福島町役場に奉職してございます。以来、税務、経理及び財政係長などを経験し、平成１８年４月に財政課税務グループ参事、会計管理者及び財務課長を歴任し、平成２６年３月に定年退職されてございます。そして、平成２７年４月から監査委員に就任しており、現在に至っております。

本庄屋氏は、私が役場に入庁し、税務課に配属された時の上司であり、これまで様々ご指導いただいております。人柄につきましては温厚かつ誠実であり、監査委員に求められる公正かつ公平な判断ができる方であります。

監査委員の選任にあたって、同意くださるようよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第３号について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第３号は同意することに決定いたしました。

本庄屋監査委員の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 １３時０７分）

（再開 １３時０８分）

（復席 本庄屋誠監査委員）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（溝部幸基）

日程第４ 同意第４号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の１９５ページをお願いいたします。

同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

令和５年３月８日提出。

氏名、飯田富雄。年齢６６歳。

飯田富雄氏につきましては、若干補足説明をさせていただきます。

飯田氏におかれましては、昭和４９年３月に木古内高等学校を卒業され、同年４月に福島町役場に奉職してございます。以来、町民課社会係をはじめ、税務課徴収係および賦課係を経験し、平成２２年４月に教育委員会学校給食センター長、学校教育課参事、税務課長及び会計管理者などを歴任し、平成２８年３月に定年退職されてございます。

飯田氏は私と同期であり、税務課の経験も長く固定資産評価に大切な公平・公正な判断を持ち合わせており、また人柄については温厚で誠実かつ実直な方であります。この度は新任という形でのお諮りとなりますが、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるようお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが提案に当たっての説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意第４号について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第４号は同意することに決定いたしました。

◎令和５年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第５ 令和５年度定例会開会中の正・副議長、議員常任委員の出張承認についてを議題といたします。

令和５年度定例会開会中、議会において出席派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員常任委員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

なお、出席派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会 3 月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第 10 条の規定により、令和 4 年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和 4 年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、大変ご苦勞様でした。

（休会 13 時 12 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 平 沼 昌 平

署 名 議 員 木 村 隆